

我孫子市埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例

申請・届出から完了までの手引き

令和元年9月

我孫子市
環境経済部
生活衛生課

目 次

一	はじめに	1
1	土砂等の埋立て等を実施する方へ	1
2	埋立事業面積が 300 m ² 未満でも小規模埋立事業に該当する場合	2
3	申請及び届出の制限について	2
4	事前計画書当提出時の注意事項	3
5	小規模一時堆積事業について	4
二	許可申請・届出	5
1	許可を要する小規模埋立事業の許可申請の概要について	5
2	開発行為の小規模埋立事業の届出の概要について	9
三	添付書類作成時の留意事項	10
四	その他の留意事項	12
1	土砂運搬協定書の扱い	12
2	「すき土」の取扱い	12
3	農地の天地返しの取扱い	12
4	砂利・砂の取扱いについて	12
5	廃棄物処理場（許可を受けたものに限る）の覆土行為	12
6	搬入する土砂等について（条例第 7 条）	12
7	地質検査について	13
8	期間について	13
五	申請届出書類の記載及び提出方法	13
1	提出部数・作成要領	13
2	「土砂等の埋立て等事前計画書」（様式第 10 号）	13
3	暴力団排除に関する誓約書（様式第 11 号）	15
4	小規模埋立事業（土砂等の埋立て事業）許可申請書（様式第 12 号）	15
5	小規模埋立事業（土砂等の埋立て事業）に使用される土砂等の搬入計画書 （様式第 14 号）	18
6	小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書（様式第 15 号）	18
7	小規模埋立事業事前協議結果報告書（様式第 16 号）	18
8	小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）許可申請書（様式第 18 号）	19

9	構造計算について	21
10	施工計画書について	21
11	許可手数料の納付及び免除（条例第 34 条）	22
六	申請後・許可後の手続き	23
1	申請書類当の補正及び取下げ	23
2	立入検査（条例第 33 条）	23
3	小規模埋立事業土砂等搬入届（土壌分析結果）の提出	23
4	申請書類等の縦覧及び保存（条例第 19 条及び条例第 28 条）	24
5	土砂等の運搬の前に	26
6	土砂等の搬入届の提出（規則第 19 条・条例第 16 条）	27
7	定期報告（条例第 17 条から第 19 条）	28
8	地質検査の留意点	29
9	小規模埋立事業地質検査報告書（様式第 36 号）の留意点	30
七	事業を廃止（中止）するとき（条例第 21 条）	30
1	小規模埋立事業廃止（中止）届（様式第 38 号）の留意点	30
2	添付書類	30
3	届出後の報告等	30
八	事業の完了（条例第 22 条）	30
1	小規模埋立事業完了届（様式第 40 号）の留意点	31
2	添付書類	31
3	届出後の報告等	31
九	施工中の変更	31
1	小規模埋立事業変更許可申請書（様式第 24 号）の記載要領	31
2	小規模埋立事業譲受け許可申請書（様式第 23 号）の記載要領	32
3	小規模埋立事業区域内土地所有者変更届（様式第 9 号）の記載要領	33
4	軽微な変更（条例第 14 条第 6 項）	34
5	事業の相続等（条例第 24 条）	35

一 はじめに

我孫子市では、有害物質に汚染された土砂等の埋立てや崩落等による災害の発生を未然に防止するために必要な規制を行うことにより市民の生活の安全を確保し、市民の生活環境を保全することを目的として、平成15年に「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（以下、「条例」という。）」を制定しましたが、他法令の制定や社会状況の変化等に伴い、平成27年4月に再び改正を行い、同7月から施行することとなりました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きを解説したものです。

条例の目的を十分理解し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生防止に努めていただけますようお願いいたします。

1 土砂等の埋立て等を実施する方へ

土地の利用形態を問わず、外部から搬入する土砂等による埋立て、盛土、かさ上げ(客土行為を含む。)及び一時的な堆積を行うことを「土砂等の埋立て等」といいます(第2条第1項)。

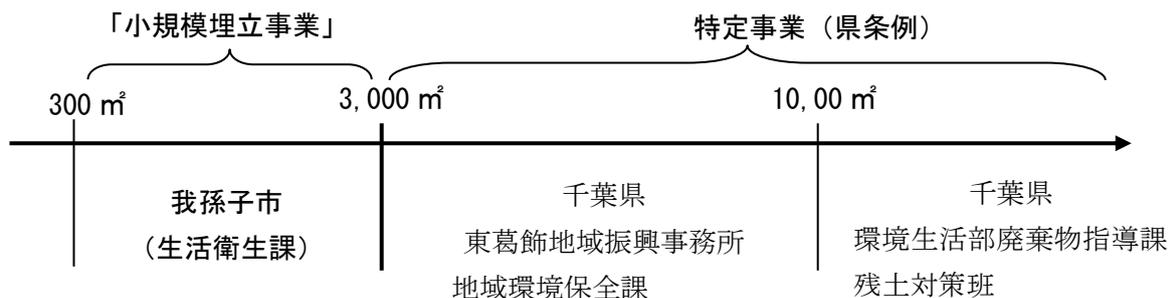
このうち「土砂等の埋立て等」に供する区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合は、「我孫子市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」(市条例)で「小規模埋立事業」と定められ、開発行為(都市計画法第4条第12項)に該当する場合以外や一定の事業以外は市長の許可が必要となり、開発行為に該当する場合には市長に届出が必要となります(第9条第1項・第2項)。

また、小規模埋立事業のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行うものを「小規模一時堆積事業」といい、使用する土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、市へ事業申請し許可を受けることが必要です(第11条第2項)。

300㎡未満の埋立等を行う場合には、原則として許可や届出の対象とはなりません、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならないこととしています。

なお、「土砂等の埋立て等」に供する区域の面積が3,000平方メートル以上の場合、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づき、千葉県知事の許可が必要となります。

【図-1】許可・届出の窓口



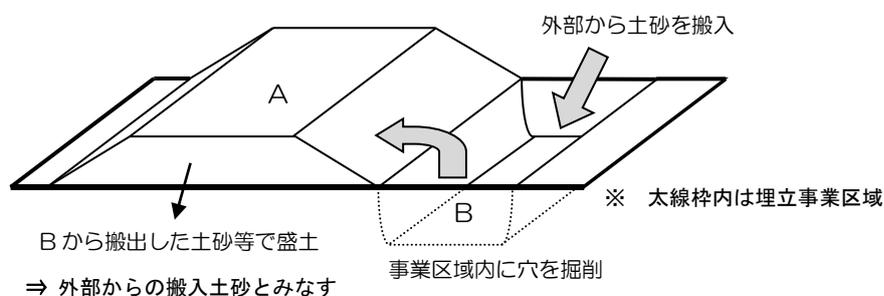
2 埋立事業面積が300㎡未満でも小規模埋立事業に該当する場合

(1) 「埋立事業区域から発生した土」による埋立ての取扱いについて

土砂等の埋立て等を行う際に、当該埋立事業区域又は当該埋立事業区域に隣接し若しくは近接する土地から採取した土砂等を使用して当該埋立事業区域の埋立て等を行った後、当該土砂等を採取した場所に外部からの搬入土砂等を堆積する場合においては、当該採取した土砂等により埋立て等が行われた区域の面積は、外部からの搬入土砂等により埋立て等が行われた面積とみなします（条例第2条第2項本文）。

例えば、【図-2】でAの山部分の底面積が300㎡未満であっても、Bの穴部分に外部からの土砂を搬入する場合には、Aの部分の面積も外部からの搬入土砂によって埋立て等が行われた面積とみなします。

【図-2】「埋立事業区域から発生した土」による埋立ての取扱い



(2) 連続して小規模な埋立事業を施工する場合の措置

埋立事業区域に隣接し、又は規則で定める近接する土地において当該埋立工事を施工する日前1年以内に土砂等の埋立等を行う事業が施工され又は施工中の場合は、当該埋立事業区域との合算が300㎡以上となり、かつその土地の所有者若しくは事業は又はその両方が同一の者である場合には、当該外部からの搬入土砂等による埋立事業区域が300㎡未満でも、合算した面積をもって小規模埋立事業区域とみなします（条例第2条第2項第2号）。

3 申請及び届出の制限について

小規模埋立事業は、小規模一時堆積事業を除いて、施工期間が1年を超えて申請又は届出をすることはできません（第12条第1号）。また、市から条例に基づく命令を受けた者が必要な措置を完了していない場合も申請又は届出をすることができません（第12条第2号）。

なお、申請者本人が現場責任者又は施工責任者である場合を除いて、申請者と現場責任者又は施工責任者は、申請者と直接雇用関係にあることが必要です（規則第9条第2項(6)）。

4 事前計画書等提出時の注意事項

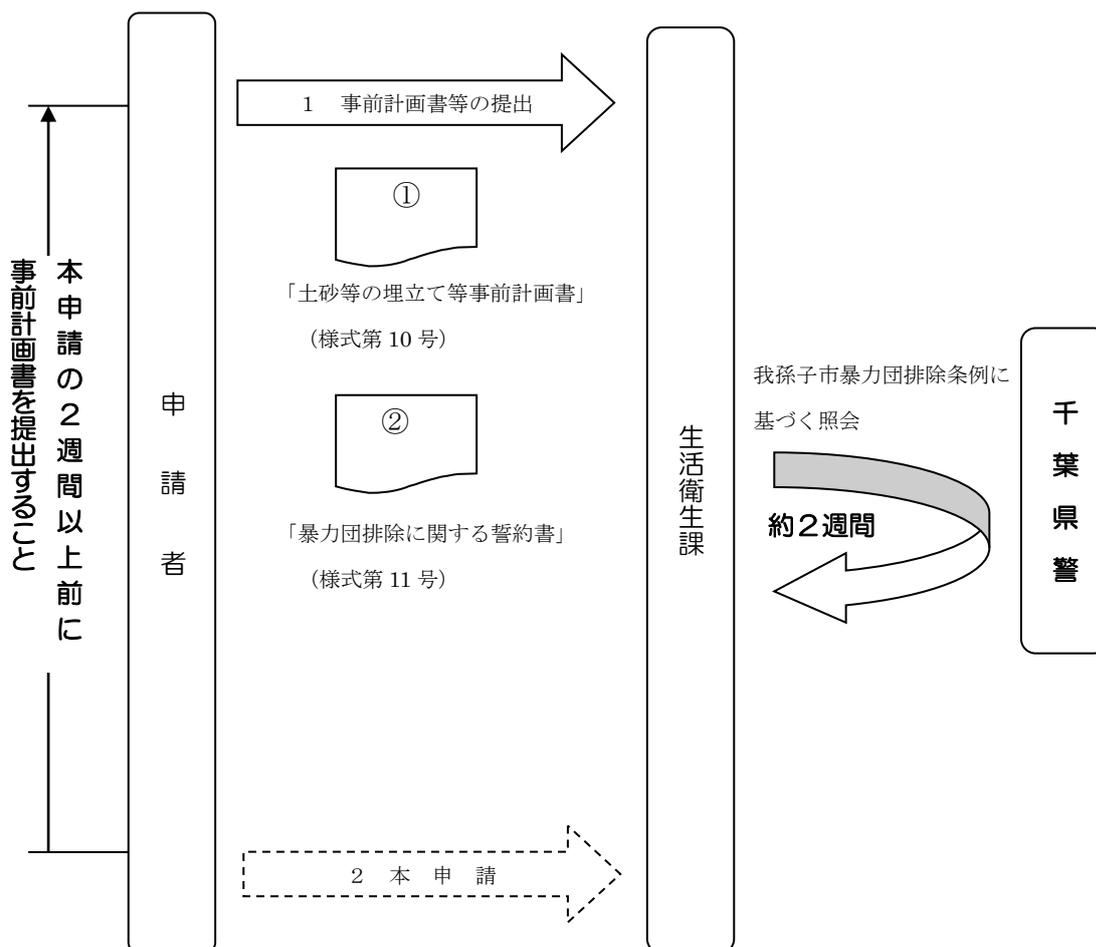
許可が必要な場合、本申請を行う前に事前計画書（様式第 10 号）とその添付書類及び図面、「暴力団排除に関する誓約書」（様式第 11 号）及びその添付書類を事前に提出する必要があります（開発行為に該当する場合は届出なので対象外）。

申請者や法人の一定の地位にあるものが我孫子市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等である場合には、小規模埋立事業の許可を行うことができません（第 13 条第 1 項各号）。

このため、市では「**我孫子市暴力団排除条例**」に基づき警察への照会を行いますが、照会期間として警察で約 2 週間が必要となりますので、**本申請の 2 週間以上前に事前計画書等を提出して下さい。**

なお、設計・事務手続き委託業者、施工業者、土砂等運搬業等の埋立事業関連業者、土木資材・機材等のリース会社等が暴力団排除条例に該当することを知りながら、引き続き事業に関与させている場合も許可の対象として不適当となります。

【図－ 3】事前計画書提出時の注意事項



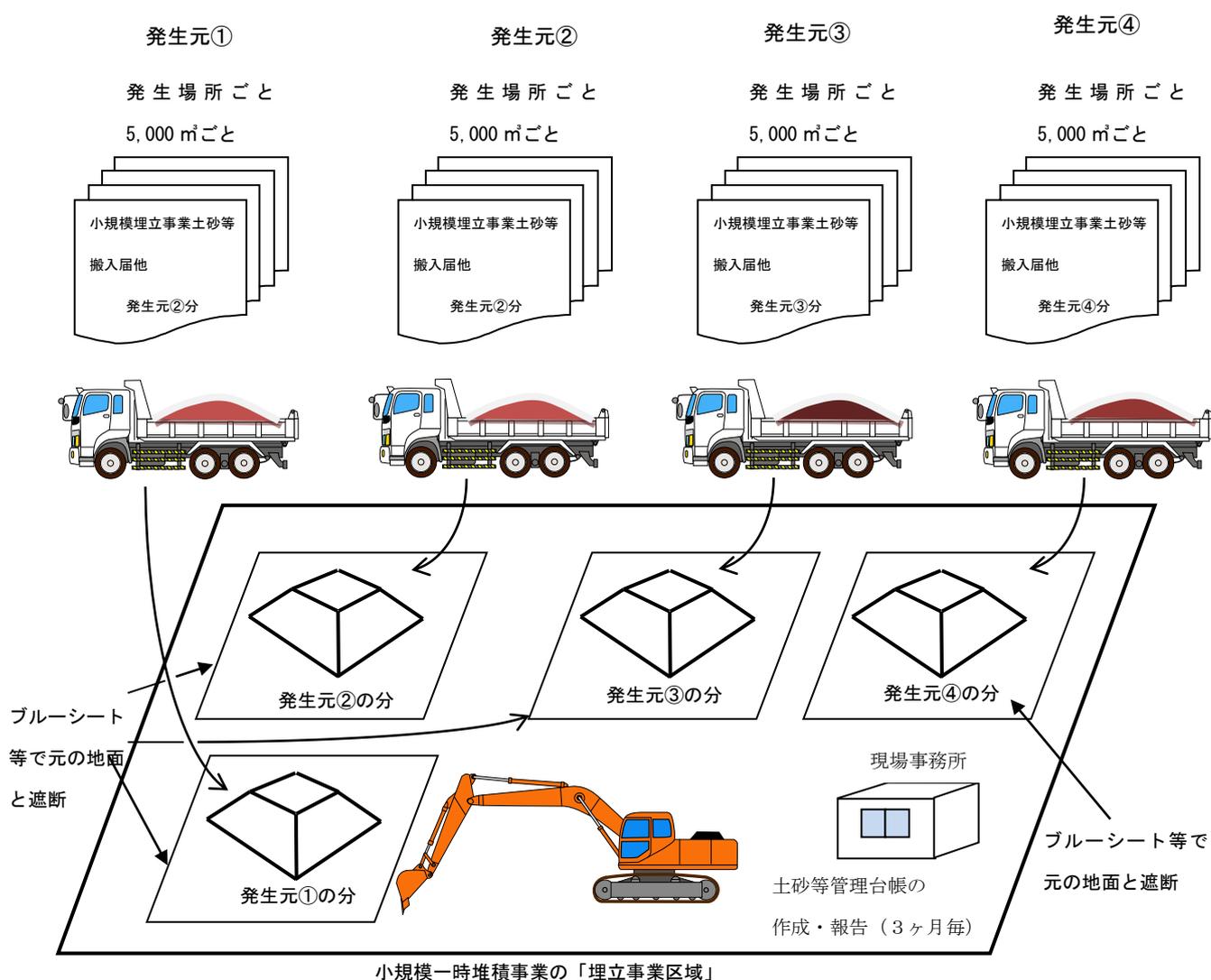
5 小規模一時堆積事業について

小規模埋立事業のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模埋立事業を「小規模一時堆積事業」といいます。この場合も、当該事業が使用する土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、市へ事業申請し**許可を受けることが必要**です（第11条第2項）。この場合、これらの事業を行う区域を「埋立事業区域」といいます。

これに対して、区域の面積が3,000平方メートルを超える場合は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」（県条例）で規定する「特定事業」となり、県へ申請し許可が必要となります。

なお、許可を要しない300平方メートル未満の「土砂等の埋立て等」や県の許可を要する「特定事業」であっても、何人も、「安全基準」（条例施行規則「別表第1」に定める基準）に適合しない、汚染した土砂等を搬入し使用してはなりません。

【図-5】土砂等搬入届の取扱い例（小規模一時堆積事業）



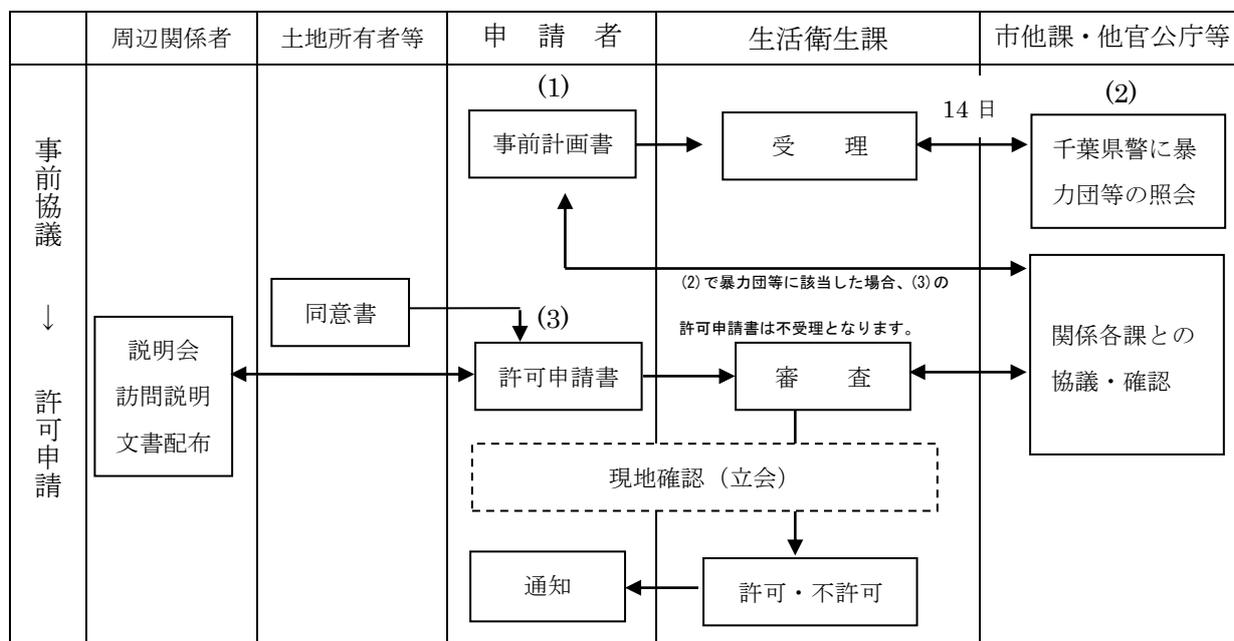
※1 事業許可後3ヶ月毎、及び完了（廃止）後に元の地面の土壌検査が必要となります。

※2 発生元ごとに区分し、地下に浸透させない構造とすること。

二 許可申請・届出

1 許可を要する小規模埋立事業の許可申請の概要について

【図-6】小規模埋立事業・小規模一時堆積事業許可申請の流れ（概要）



(1) 事前計画書は、現場現場責任者又は施工責任者本人か現場現場責任者又は施工責任者と直接雇用関係にある法人名で提出してください（規則第9条第2項(6)）。

なお、許可対象となる場合は、「暴力団排除に関する誓約書」（様式第11号）の添付が必要となります。届出者が個人の場合には本籍の記載された住民票を、法人の場合は「履歴事項全部証明書」を添付してください。

また、法人の場合には、履歴事項全部証明書に記載された役員全員の該当事項を記載（通称不可）してください。事前計画書の提出後、市から県警に暴力団排除条例に基づく照会を行います。

(2) 千葉県警に照会した結果、「暴力団排除に関する誓約書」（様式第11号）に事実が反していた場合、本申請を行う際に許可申請書は不受理となります。

(3) 許可申請書は、書類に不備がない場合はいったん受理しますが、条例に定める許可基準に適合しない場合（条例第13条）に該当する場合には不許可となります。

また、施工期間が1年を超えているとき（条例第12条第1号）と小規模埋立事業に関して命令を受けた者が申請する場合に必要な措置を完了していないとき（条例第12条第2号）は受理することはできません。

(4) 小規模埋立事業の許可申請に必要な提出書類は、【表-1】土砂等の埋立て事業許可申請提出書類一覧表のとおりです。

【表－1】土砂等の埋立て事業許可申請提出書類一覧表

申請書および添付書類		許可	変更	様式	備考
申請書	小規模埋立事業許可申請書	○	—	12号	
	小規模埋立事業変更許可申請書		○	24号	※軽微な変更は軽微変更届（25号）
添付書類	印鑑証明書	○	△		
	申請書の住民票（本籍が記載されたものに限る。以下同じ。）の写し（申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し）	○	△		住民票はすべて本籍が記載されたものに限る。
	申請者が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し	○	△		
	小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図	○	△		
	小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）	○	△		
	小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）土地の登記事項証明書（全部事項）及び公図の写し	○	△		
	現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織票（様式第13号）及び現場責任者又は施工責任者が直接雇用関係にあることを証明する公的書類の写し。	○	△		
	小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）に使用される土砂等の搬入計画書	○	△	第14号	
	小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書（ほぐし土量換算）	○	△		
	土質試験棟に基づく埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書	△	△		
	擁壁を用いる場合は、当該擁壁の断面図及び背面図	△	△		
	鉄筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	△	△		
	小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書	○	△		
	小規模埋立事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該工事に該当することを証する書面	△	△		
	小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる土地の所有者がある場合は、当該土地所有者の小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書	△	△	第6号 第7号	所有者又は管理者が公的団体である場合は、当該公的団体の発行する当該施工に関する承認書、同意書その他これに類する書類
	小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合は、当該権利者の小規模埋立事業区域内施工同意書	△	△	第8号	
	小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書	○	△	第15号	
	条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し	△	△		
	小規模埋立事業事前協議結果報告書	○	△	第16号	
	第8条第2項の規定により協議をした際に協議担当課と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し	△	△		
現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、現場事務所を設置しないこと理由書	△	△	第17号		

小規模埋立事業区域が文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかを我孫子市教育委員会に確認したことに対する回答書の写し		○	△		
小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書（ほぐし土量換算）に関する土砂等の運搬が千葉県土砂運搬適正化対策要綱に規定する届出の対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し		△	△		
他法令の許可書・申請書の写し	農地法第4条・5条	△	△		
	景観条例届出	△	△		
	森林法届出	△	△		
許可手数料免除（減額）申請書		△	△		作付け計画書等添付

※1 個人・法人を問わず、申請書には実印を押印し印鑑証明書を添付すること。

※2 正本には原本、副本にはモノクロコピーを使用。カラーコピーは不可。

(5) 小規模一時堆積事業の許可申請に必要な提出書類は、【表-2】のとおりです。

【表-2】小規模一時堆積事業許可申請提出書類一覧

○：必要 ー：適用除外 △：該当する場合は必要

	申請書および添付書類	許可	変更	様式	備考
申請書	小規模埋立事業許可申請書	○	ー	第7号	
	小規模埋立事業変更許可申請書	ー	○	第24号	※軽微な変更は軽微変更届(25号)
添付書類	印鑑証明書	○	△		
	申請書の住民票（本籍が記載されたものに限る。以下同じ。）の写し（申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び全役員の住民票の写し）	○	△		住民票はすべて本籍が記載されたものに限る。
	申請者が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し	○	△		
	小規模一時堆積事業に係る事業場及び事業区域の位置図及び付近の見取図	○	△		
	小規模一時堆積事業区域の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）及び公図の写し	○	△		
	現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織票（様式第13号）及び現場責任者又は施工責任者が直接雇用関係にあることを証明する公的書類の写し。	○	△		資格証の写し
	小規模一時堆積事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面	△	△		
	小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる土地の所有者がある場合は、当該土地所有者の小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書	△	△		
	小規模埋立事業区域内の土地に申請者と異なる小規模埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合は、当該権利者の小規模埋立事業区域内施工同意書	△	△	第8号	
	小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書	○	△	第15号	
	条例第3条第2項の規定により説明をした際に周辺関係者と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し	○	△		
	小規模埋立事業事前協議結果報告書	○	△	第16号	
	第8条第2項の規定により協議をした際に協議担当課と覚書、協定書等の締結を行った場合は、その写し				
現場事務所に代えて管理事務所を設置する場合は、現場事務所を設置しないこと理由書	△	△	第17号		

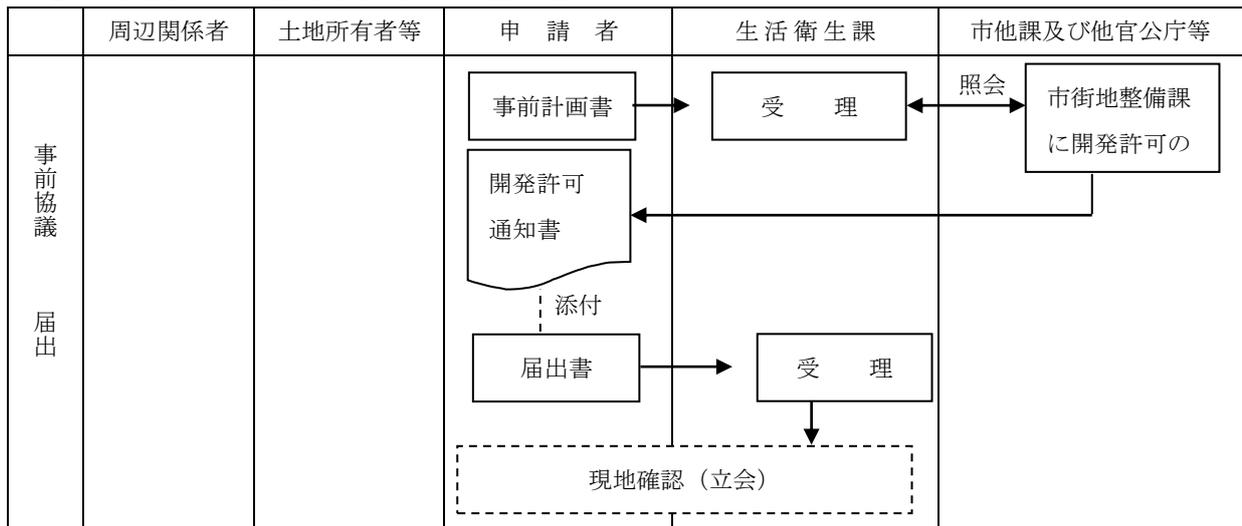
小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書（ほぐし土量換算）に関する土砂等の運搬が千葉県土砂運搬適正化対策要綱に規定する届出の対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写し		△	△		
小規模一時堆積事業に係る事業場の平面図及び断面図（土砂等が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）		○	△		
小規模一時堆積事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）		△	△		
小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出計画書		○	△	第 19 号	
申請事務に係る委任状		△	△		
他法令の許認可		△	△		
書・申請書等の		△	△		
写し		△	△		

※1 個人・法人を問わず、申請書には実印（角印不可）を押印し、印鑑証明書を添付すること。

※2 正本には原本、副本にはモノクロコピーを使用すること（カラーコピーは不可）。

2 開発行為の小規模埋立事業の届出の概要について

【図-7】小規模埋立事業届出の流れ（概要）



※ 土砂搬入時には、別途、小規模埋立事業土砂等搬入届の他、土砂等発生元証明書・地質検査試料採取調書・地質分析（濃度）結果証明書・その他の書類の提出が必要です。

【表-3】土砂等の埋立て事業届出書類一覧表（開発行為）

○：必要 －：適用除外 △：該当する場合は必要

申請書及び添付書類		届出	様式 番号	備考
申請書	小規模埋立事業届出書	○	22号	※ 実際の土砂等の搬入時には許可事業と同様に搬入届（様式第27号）が別途必要です。
添付書類	開発行為許可通知書の写し	○		開発行為許可前でも届出可。但し、開発許可通知書の写しを提出後に受理書発行となります。
	開発行為申請者と届出者とが異なる場合は、当該届出者に係る住民票の写し（当該届出者が法人の場合は、履歴事項全部証明書）	△		住民票はすべて本籍が記載されたものに限る。
	届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し。	△		
	小規模埋立事業場及び小規模埋立事業区域の位置図及び付近の見取図	○		
	小規模埋立事業区域の平面図及び断面図（小規模埋立事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）	○		
	現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表	○		
	小規模埋立事業に使用される土砂等の予定量及び搬入計画書	○		
	小規模埋立事業の施工の方法、工程及び施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した小規模埋立事業施工計画書	○		
	開発行為申請者と届出者とが異なる場合は、当該開発行為申請者と当該届出者が当該小規模埋立事業に関して請負関係にあることを証する書面	△		
	その他市長が必要と認める書類	△		

※1 個人・法人を問わず、届出書には実印を押印すること。

※2 正本には原本、副本にはモノクロコピーを使用すること（カラーコピーは不可）。

三 添付書類作成時の留意事項

添付書類の作成にあたっては、下記の点につき注意して作成してください。

※1 規則により市役所内で事前協議が必要な各担当部署は【表-4】のとおりです。また、規則に規定された場合以外にも事前協議が必要な場合がありますので、下記の点に注意して書類を準備してください。

※2 土砂等の埋立て等を行う場合は、事前に周辺関係者（隣接地の所有者、周辺住民、水利権者等）に対し、計画概要等について説明することが義務づけられています（規則第9条第2項(16)・条例第11条第1項）。

(1) 説明の範囲

「土砂等の埋立て等事前計画書」（様式第10号）を市に提出する際には、事前に周辺関係者への説明範囲や説明方法等について市(生活衛生課)と協議します。

市では、その範囲を「見取図」に記入のうえ指示します。指示された範囲の周辺関係者に対し、説明等を実施してください。

(2) 説明の実施

計画概要及び事業区域周辺の環境保全上の留意事項について説明すること。

なお、事業区域が市街化区域にあり、面積が1,000㎡以上又は搬入土砂等の量5,000㎡を超える場合は、周辺の自治会長等の地域代表者と「説明会」の開催などの実施方法等について協議してください。

説明は、事業計画の内容について十分に周知し理解に努めるとともに、地域の環境保全上の留意点について、土砂等の運搬車両の通行や搬入時間、交通安全対策などを含め具体的に協議し、住民からの質問や意見・要望等について事業計画に反映させてください。

また、周辺関係者の代表等から協定書等の締結の申し出があった場合には、その締結に努めてください。

【表-4】

別表第2(規則第8条関係)

主な協議事項	協議担当課	
林地及び農用地区内の農用地の埋立てに関する事	環境経済部	農政課
運搬車両が保育園又は幼稚園に隣接する道路を通過する場合における留意事項に関する事	子ども部	保育課
市道（法定外公共物を含む。）の占用許可及び施工承認、雨水排水路への排水接続、土砂等の搬入車両の市道への影響、交通安全施設等に関する事	建設部	道路課
雨水排水路（法定外公共物を含む。）の占用許可及び雨水排水路への排水接続承認に関する事	建設部	治水課
我孫子市景観条例（平成11年条例第13号）第10条に規定する景観計画区域における埋立て等の景観に関する事	都市部	都市計画課
建築基準法に規定する建築物又は工作物の設置に関する事	都市部	建築住宅課
保存緑地及び手賀沼沿い斜面林の開発並びに保存樹木の伐採に関する事	都市部	公園緑地課
運搬車両が小中学校のスクールゾーンを通過する場合における留意事項に関する事	教育委員会教育総務部	学校教育課
農地転用、客土行為その他の農地法に関する手続に関する事	農業委員会	

- (1) 小規模埋立事業等を予定している区域内に「森林法」に係る森林があるか否か、区域内の農地に該当するか否かを市（農政課）に確認したうえ、許可や届出が必要な場合は手続きを行った上で許認可書・申請書等の写し等、添付書類を作成してください。
- (2) 運搬車輛が保育園・幼稚園・小中学校の付近を通行する場合には、それぞれ担当課と協議し、意見書等が公布された場合にはその写しを添付し、施工計画や経路を検討して施工計画書に反映させてください。
- (3) 事業区域内及び隣接地に法定外公共財産（赤道等）があるか否か、道路等の施工承認及び占用許可、交通安全対策等に関することについて市（道路課）に確認して、承認・許可又は届出等が必要な場合は、手続きを行った上で許認可書・申請書等の写し等、添付書類を作成してください。
なお、国道 356 線及び県道の場合は、千葉県柏土木事務所に、国道 6 号線の場合は国土交通省・千葉国道事務所にそれぞれ確認してください。
- (4) 小規模埋立事業に関する土砂等の運搬が「千葉県土砂運搬適正化対策要綱」に規定する届出の対象となるか否か、千葉県柏土木事務所・維持管理課に確認したうえ、対象となる場合は、土砂運搬協定書の写し又は届出済みの当該届出書の写しを添付してください。
- (5) 事業区域内及び隣接地に法定外公共財産（水路・井溝等）があるか否か、それが機能しているかどうか、またそれらを含む法定外公共財産や水路等の施工承認及び雨水排水路への排水接続承認並びに占用許可、施工後の市水路や周辺への影響、治水対策等に関することについて、市（治水課）に確認して許可や届出等が必要な場合は、手続きを行った上で承認書・許認可書・届出書・申請書等の写し等、添付書類を作成してください。
- (6) 我孫子市景観条例に基づき、集積もしくは貯蔵の高さが 3 メートルを超えるもの、またはその用に供される土地の面積が 500 平方メートルを超えるものについては、小規模埋立事業・一時堆積事業の許可を受ける 30 日前までに市（都市計画課）に届出が必要となりますので、事前に確認してください。
- (7) 小規模埋立事業等を予定している区域に擁壁や現場事務所(仮設対応可)を設置する場合は、建築確認が必要であるか規模や条件等について市（建築住宅課）に確認してください。
- (8) 保存緑地及び保存樹木の伐採に関することについて、市（公園緑地課）に確認したうえで許可や届出が必要な場合は、必要な手続きを行った上で許可書又は申請書・届出書の写し等、添付書類を作成してください。
- (9) 運搬車輛が小中学校のスクールゾーンを通過する場合、留意事項に関して市（教育委員会・学校教育課）に確認したうえで、協定等を締結した場合には、それらの書類を添付してください。
- (10) 小規模埋立事業等を予定している区域の土地が農地・採草放牧地の場合は、転用等(一時転用を含む)の許可・届出等について、我孫子市農業委員会に必要な手続きを協議してください。
- (11) 隣接地との境界（官民・民民境界とも）が確定していない場合、許可できないことがあります。事前に境界を確認した上、未確定の場合には出来るだけ境界を確定させてから申請してください。
- (10) 小規模埋立事業区域が文化財保護法第 9 3 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかを我孫子市教育委員会文化スポーツ課（Tel 0 4-7 1 8 5-1 6 0 1）に確認した上で、回答書の写しを添付してください（埋蔵文化財がある場合は、その調査・確認のうえ許可の後に申請となります）。
- (12) その他、条例施行規則「別表第 2」に掲げる行為や開発行為など、関係する許認可が必要であるか、事前に関係行政機関に確認してください（規則第 5 条第 2 項及び第 7 条）。
- (13) 特に、事業区域の面積が 1,000 ㎡以上の小規模一時堆積事業は、大気汚染防止法の「粉じん発生施設」（ストック・ヤード）に該当しますので、千葉県東葛飾地域振興事務所（Tel 0 4 7-3 6 1-2 1 1 9）に届出が必要となります。
- (14) 小規模埋立事業等を予定している区域内の土地に「土壌汚染対策法」第 5 条で定める土壌汚染の「指定地域」がある場合は、形質変更できませんので指定解除を受けてからの許可申請となります。

(15) 小規模埋立事業等を予定している区域内の土地に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の17で定める廃棄物が地下に存在する「指定地域」がある場合は、形質変更できませんので指定解除を受けてからの許可申請となります。

(16) 廃棄物(コンクリート殻や基礎を含む。)等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で埋設処理が禁止されていますので、小規模埋立事業等を予定している区域内にこれらの廃棄物が存在する場合は、立入検査を受けるまでに**除去**することが必要です。

四 その他の留意事項

1. 土砂運搬協定書の取扱い

千葉県では、大量の土砂運搬が伴う建設工事について、土砂運搬に伴う沿道住民の生活障害等を防止するため、昭和46年に「千葉県土砂運搬適正化対策要綱」を制定しています。平成23年4月の一部改正により、小規模一時堆積事業地に外部から当該搬入される土砂等の総量が5,000 m³を超える場合にも協議が必要とされています。

許可期間が長く1日や1ヶ月単位での土砂運搬量が5,000 m³未満であっても、事業期間中の搬入の総量が5,000 m³を超える場合には協議が必要となる場合があります。

詳しくは千葉県柏土木事務所・維持管理課にお問い合わせください。

2. 「すき土」の取扱い

開発行為や宅地造成等の事業において、当該区域内で発生した切土だけで埋立てを行う場合は、土壤汚染の恐れがないため許可申請又は届出の対象外です。事前に「土砂等の埋立て等事前計画書」(様式第10号)2部を市に提出し、確認(副本を却します。)を受けてください。

但し、農地・山林造成以外は、現地に草木が全くない場合を除いて、現地でのすき取り土厚は一律に15 cmと見なし、当該すき取り土は、埋立て等に使用する土砂等として算入しないものとします。

3. 農地の天地返しの取扱い

農地の天地返し(区域内の表土と下層土の入れ替え)は許可申請の対象外です。

ただし、隣接農地など外部から搬入する土砂等で300 m³を超える農地のかさ上げ(客土行為を含む。)を行う場合は、小規模埋立事業として許可申請が必要です。

4. 砂利・砂の取扱いについて

砂利・砂は建築資材としてみなしますので、許可の対象外です。したがって、ゴルフ場のバンカーに砂を入れる行為(入れ換えを含む。)や擁壁等の建設に砂利・砂を搬入する場合は、許可対象外となります。また、植栽のために樹木と一緒に搬入する土砂は、許可申請の対象外です。

5. 廃棄物処理場(許可を受けたものに限る)の覆土行為

許可を受けた廃棄物処理場の覆土行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の行為のため、許可申請の対象外です。

6. 搬入する土砂等について(条例第7条)

(1) 一時的に搬入路の路盤材として**鉱滓**や**碎石**などを事業区域内に敷設することは可能ですが、開発行為等の許可を受けてない場合には、事業の完了・廃止の際までには**撤去**が必要です。

(2) pHの制限について

「第4種建設発生土」を石灰処理し粒度・水分等を調整した土砂等は、「第3種改良土」以上になれば搬入し使用することは可能です。

ただし、pH（水素イオン濃度）が高い場合等には農作物等の植物の育成障害等が発生することがありますので、pHを検液に対し8.1未満（小規模埋立ての目的が樹木栽培の場合は、表層から1.5mまで、田畑の場合は1.0mまでの深さの間から採取した土壌とする）にする必要があります（条例施行規則別表第1）。

また、「第4種建設発生土」及び「泥土」は、条例で搬入を禁止しています。

(3)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射線物質は土砂等には分類されませんので、条例で搬入を禁止しています。

また、建設汚泥を中間処理した改良土については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、「産業廃棄物」に分類されるため、条例で搬入を禁止しています（平成14年07月18日・環産産407号・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長）。

(4)搬入する土砂等が「安全基準」に適合する場合であっても、埋立てることにより周辺環境に対して影響の恐れがある油分等を含む土砂等（廃棄物ではないこと。）は、原則として条例で搬入を禁止しています。

7. 地質検査について

(1)「小規模埋立事業土砂等搬入届」（様式第27号）に添付する「土砂等発生元証明書」（様式28号）、「地質検査試料採取調書」（様式第29号）、「地質分析（濃度）結果証明書」（様式第30号）は、搬入する土砂等の量がどんなに少量であっても、発生場所ごとに必要です。

(2)小規模埋立事業区域の表面をアスファルト舗装等を行う場合や農地かさ上げを伴う天地返し(事業前に確保してあった区域内の表土で覆う)を行う場合は、原則として、外部からの土砂等の搬入が終了し立入検査を受けた後に施工すること（土壌検査が困難になるため）。

8. 期間について

小規模埋立事業の変更(期間の延長、面積の拡大等)は、許可期限が切れてからは申請できません。変更が必要な場合(協議を含む。)は、当初の許可期限が切れる1ヶ月程度前から余裕を持って手続きを行ってください。

五 申請・届出書類の提出及び記載方法

1 提出部数・作成要領

(1)提出書類は、提出書類一覧表（申請書裏面に同じ）の順に添付書類を整理し、目次を作成し添付した上で、正本(原本)1部、副本(写し、受付・確認後に控えとして返却します。)1部の計2部をフラットファイル等で製本して提出して下さい。

(2)申請書に添付する書類は、図面等を除き原則としてA4判とし、正本には印鑑が押印された原本を使用すること。なお、申請書・届出書等の有印文書は、副本も含めてカラーコピーは不可とします。

(3)添付図面等で、一つの図面に二つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を併記してください。

2. 土砂等の埋立て等事前計画書（様式第10号）

提出の際には、関係する法令の適用及び申請状況などの計画の概要等について具体的に聴取することがあります。また、提出時に周辺関係者への説明範囲や説明方法等について市(生活衛生課)と協議します。

(1) 事業者

土砂等の埋立て等を実際に予定・計画している者（開発事業者、自己施工の場合は土地所有者等）の氏名、住所等を記載のうえ実印を押印すること（印鑑証明書を添付）。

(2) 事業区分

本文中の「埋立て」・「一時堆積」のいずれかを○囲みすること。

(3) 設計担当者の連絡先

事業の設計を担当している者（計画内容を確認できる者）の所属事業所、氏名、連絡先電話番号等を記載すること。

(4) 土砂等の埋立て等区域の地番一覧及び面積

地番一覧には土地(筆)ごとの地番、地目、地積、土地所有者の住所及び氏名を記載するとともに、地積を集計して事業予定面積欄及び裏面A面に記載すること。

(5) 土砂等の埋立て等の区分

該当する区分番号のいずれかを○囲みすること。

(6) 埋立て等の計画概要

埋立て等の場合、面積、土砂等の量を平面図や断面図により算出し記載すること。

なお、計算欄が多くなる場合は、別に「土量計算書」を作成し添付すること。

(7) 一時堆積の計画概要

一時堆積の場合、面積、土砂等の量を平面図や断面図により算出し記載すること。

なお、堆積場所は5,000立方メートルごとに区分されていること。

(8) 土砂等の搬入予定量

搬入する土砂等の発生元の「工事名」或いは「堆積場名」、その所在地（未定の場合は「未定」と仮記入し、決定後に連絡すること。）及び土砂等の予定量等を記載すること。また、搬入・搬出の予定経路を「見取図」に赤線で記載すること。

(9) 土砂等の搬出予定量

切土のみ或いは一時堆積の場合は、土砂等の搬出先の「工事名」或いは「堆積場名」、その所在地（未定の場合は「未定」と仮記入し、決定後に連絡すること。）及び搬出予定量等を記載すること。

(10) 事業計画期間

上段に宅地開発行為等の事業期間を記載し、その内、埋立て又は一時堆積を行う予定期間（全事業計画期間内であること。）を下段に記載すること。

なお、土砂等の埋立て等が宅地開発行為等の許可を要する場合には、その申請から許可までの期間を考慮し、実際に小規模埋立事業を行う期間（土砂等の埋立て事業は1年以内、小規模一時堆積事業は土地所有者等の同意期間内。）を設定すること。

(11) 添付書類

①「見取図」(2,500分の1程度のもの)

事業区域の位置及び土砂等の搬入及び搬出の予定経路を赤線で示すこと。小規模埋立事業に該当する場合は、提出の際に市と協議した周辺関係者への説明範囲を当該見取図のコピーに記載のうえ指示します。

②「現況平面図」(施工前のもの)

事業区域の現況の測量図或いは地積図とし、当該事業区域の範囲を赤線で示したもの。

③「計画平面図」(施工後のもの)

施工後の計画平面図（縦・横断面を含んだもの。縮尺250～500分の1程度の図面）とし、切土・盛土・現況等の予定区域を示したもの。

3. 暴力団排除に関する誓約書（様式第 11 号）

小規模埋立事業及び小規模一時堆積事業の許可申請に伴う事前計画書に添付して提出して下さい。また、裏面の役員等名簿欄には履歴事項全部証明書に記載された役員全員に係る必要事項を記入してください。

なお、開発行為に伴う小規模埋立事業の届出に係る事前計画書の場合にはこの誓約書を添付する必要はありません。

4. 小規模埋立事業（土砂等の埋立て事業）許可申請書（様式第 12 号）

（1）申請者

事業を実際に行おうとする者を記載し、本人の「実印」（印鑑登録してある印）を押印すること（個人の場合は個人の印鑑証明書。法人の場合は法人の印鑑証明書を添付）。

（2）小規模埋立事業区域の位置

事業区域の土地(筆)の代表地番及びほか〇〇筆と記載し、2筆以上の場合は区域内の全ての土地(筆)を記載した「地番一覧」（様式第 1 2 号（その 3））を作成し添付すること。

（3）小規模埋立事業区域の面積

事業区域の「求積図」等を基に算出した実測面積を記載すること。

（4）現場事務所の位置又は管理事務所の所在地

事業を管理するため事業区域内または隣接地等に「現場事務所」を設置する場合は、その所在地番及び連絡先電話番号を記載するとともに、現場事務所及び事業に供する施設を記載した 2 5 0 ～ 5 0 0 分の 1 程度の設置図を添付するか或いは「見取図」等に併記すること。

現場事務所の代わりに事業者の会社等に「管理事務所」を設置する場合は、その所在住所及び連絡先電話番号を記載すること。

（5）現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名

事業を監督する現場責任者等の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の小規模埋立事業を兼務することはできません。（添付の「現場責任者等選任証兼現場組織表（様式第 13 号）」に記載された者と同一人であること。）

（6）小規模埋立事業に使用される土砂等の量搬入する土砂等の量を積算した「使用土量計算書」（土量変化率を考慮した計算書）を添付すること。（別紙「小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画」に記載した予定量の合計におおむね合致すること。）

（7）小規模埋立事業の施工期間

土砂等の埋立て事業を行う期間（1年を超えないこと。不測の事態を想定し必要な余裕を持たせること。）を記載すること。

なお、事業者と土地所有者等が異なる場合は、申請書に添付する「小規模埋立事業(土砂等の埋立て事業)区域土地使用同意書」（様式第 2 号）に記載された土地使用の同意期間及び「小規模埋立事業区域内施工同意書」（様式第 4 号）に記載された施工の同意期間の範囲内であること。

（8）小規模埋立事業が完了した場合の小規模埋立事業区域の構造

施行規則「別表第 4」に掲げる構造とし、施工の前後の構造が判別できる 2 5 0 ～ 5 0 0 分の 1 程度の「断面図等」を添付し、必要に応じ「のり面保護工」の種類と方法を図面内に明記すること。

（9）「小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画」

使用する土砂等の発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入についての最大日量、搬入期間、搬入時間、及び土砂等の性質（表-1の「発生土管理基準」に掲載してある土質区分基準を参考のこと。）について、別紙「小規模埋立事業に使用される土砂等の搬入計画書」に記載すること。

予定量の合計が小規模埋立事業に使用される土砂等の量の欄に記載した量におおむね合致すること。なお、備

考欄に当該発生元事業者の連絡先等を記載すること。

(10) 施工期間中の小規模埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出の防止措置 500 分の 1 程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。

なお、表土の流出の可能性がある場合には、高さ 2 m 以内の仮設の板柵を設置やてん圧すること等により防止するものとし、沈砂池(調整池)、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。

(11) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所
申請者の法定代理人の氏名及び住所を記載すること。

(12) 添付書類

① 申請者の「住民票」又は「履歴事項全部証明書」

申請者の実在確認のため、住民票(法人にあっては履歴事項全部証明書)を添付すること。

なお、住民票・履歴事項全部証明書は、申請日の前 3 ヶ月以内に発行されたものに限りです。

② 「印鑑登録証明書」

法人にあっては代表者印(会社実印)を使用し、法務局(登記所)の印鑑証明書を添付すること。

② 法定代理人の「住民票」

申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票(本籍記載のもので申請日の前 3 ヶ月以内の発行に限る。)

③ 小規模埋立事業区域の「位置図」兼「搬入経路図」

25,000 分の 1 程度で道路、地勢、周辺の状況等が判別できるもの。

④ 小規模埋立事業区域の「見取図」

2,500 分の 1 程度で小規模埋立事業区域及び土砂等搬入経路の周囲の住居や公共施設等の状況が判明できるもの。

⑤ 小規模埋立事業区域の位置に係る「地番一覧」

土砂等の埋立て事業を行う区域内の全ての土地(筆)について、地目・地積・土地所有者等の住所、氏名を地番順に記載した「地番一覧」を作成すること。

⑥ 小規模埋立事業区域の土地の「登記簿謄本」及び「公図の写し」

前記「地番一覧」に記載した全ての土地(筆)について、所有者及び地上権者を確認するため登記簿謄本(申請日の前 3 ヶ月以内の発行に限る。)を記載順に添付すること。

公図の写しには、事業区域を赤線で明示し、事業場及び事業区域並びに隣接地の地目等が併記されたもので、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

⑦ 小規模埋立事業並びに区域の「実測平面図」及び「断面図(縦・横断図)」

250~500 分の 1 程度で作成し、事業の施工前の現況及び施工後の形状が判別できるものとし、縦・横断図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。また、平面図には事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。

⑧ 「現場責任者又は施工責任者であることの選任証明書」兼「現場組織図」

事業者が実際に事業を監督する「現場責任者又は施工責任者であることを証する証明書」(所属する会社等で役職や連絡先電話番号等を記載したもの。)を作成し添付する。ただし、同時進行する他の小規模埋立事業を兼務することはできません。

⑨ 使用される「土砂等の予定量の計算書」

実測の求積図等の対応と断面から求めた平均深度等により積算し、土砂等の予定量の計算書を添付すること。

⑩ 「構造安定計算書」

条例施行規則第 6 条「別表第 4」の構造上の基準に基づき、必要に応じて「構造安定計算書」を作成し添付する。なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。ただし、開発行為に該当する場合は省略することができます。

⑪ よう壁を設置する場合の添付書類

「よう壁の概要・構造計画等を明示した書類」（20～50分の1程度の断面図及び背面図で、背面図はよう壁の裏面の構造が判別できるもの。）を添付すること（参考条文「宅地造成規制法施行令」）。

⑫法令等に基づく許認可等を要する行為

事業が条例施行規則「別表第3」に掲げる行為に該当する場合で小規模埋立事業を施工するのにあたって許認可・承認・届出等を要する場合には、当該権限を有する者の「許可書」・「認可書」・「承認書」・「回答書」・「受理書」等の写しのいずれか若しくは「申請書」・「届出書」（受付印のあるものに限る。）等の写しのいずれかを添付すること。

⑬小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）に使用される土砂等の搬入計画書（様式第14号）

使用する土砂等の発生場所、発生元の事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入についての最大日量、搬入期間、搬入時間、及び土砂等の性質（区分）について別紙に記載すること（【表-5】参照）。

なお、土砂等の発生場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載する「搬入経路図」（位置図に併記可。）を添付すること。

⑭ 小規模埋立事業の施工計画

ア 事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした「現場組織表」

イ 使用する機械や資材を記載した書類。

ウ 地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施行方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。

エ 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した「工程表」

オ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する「契約書等の写し」を添付すること。

⑮「小規模埋立事業（土砂等の埋立て事業）区域内土地使用同意書」（様式第12号）

事業区域内の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要であるため、土地所有者の「小規模埋立事業(土砂等の埋立て事業)区域内土地使用同意書」（様式第2号。当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの同意書が必要となる。）及び当該同意書に押印した土地所有者等の「印鑑登録証明書」（同意日の前3ヶ月以内の発行に限る。）を添付すること。

⑯「小規模埋立事業区域内施工同意書」（様式第4号）

事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する権利者（土地登記簿謄本の乙区で確認。）がある場合は、当該権利者の「小規模埋立事業区域内施工同意書」（様式第4号）及び当該同意書に押印した権利者の「印鑑登録証明書」（同意日の前3ヶ月以内の発行に限る。）を添付すること。

【表-5】土質区分基準

区 分	用 途
第一種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材
第二種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料
	道路盛土材料
	宅地造成用材料
	土木構造物の裏込材
	道路盛土材料
	河川築堤材料
	宅地造成用材料

第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

※ 引用元：建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令・別表第一

5. 小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）に使用される土砂等の搬入計画書（様式第 14 号）

申請時点で計画している内容を申請時に提出してください。許可後、発生元等が変更になった場合には、軽微変更届（様式第 25 号）を提出して対応するものとします。

6. 小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書（様式第 15 号）

事業が小規模埋立事業に該当する場合は、周辺関係者に対する説明を実施し、その状況を「小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書」に記載して、許可申請時に原本 1 部、写し（受付後に控えとして返却します。）1 部の計 2 部を市(生活衛生課)に提出してください。

記載する事項は、説明の日時、方法、説明した範囲、要望や意見及びその回答などについて具体的に記載するとともに、必要に応じて説明に関連する書類等（要望書、承諾書、協定書の写しなど）を添付すること。

7. 小規模埋立事業事前協議結果報告書（様式第 16 号）

小規模埋立事業を伴う開発等の事業について、市の関係各課（市街地整備課、建築住宅課、公園緑地課、都市計画課、道路課、治水課、農政課）及び関係行政機関（我孫子市農業委員会事務局、我孫子市教育委員会文化スポーツ課、千葉県、土地改良区など）と事前協議することが必要です。

事前協議を行った後は、協議内容を「小規模埋立事業事前協議結果報告書」（様式第 16 号）に記載して、許可申請時に原本 1 部、写し 1 部（受付後に控えとして返却します。）の計 2 部を市(生活衛生課)に提出すること。

提出の際には、必要に応じて協議に関連する書類等（説明資料、許認可証、承諾書、協定書などの写し）を添付すること。

ただし、宅地開発行為の中で小規模埋立事業を行う場合や県の「指定事業」に該当する場合は、その中で指導するので当該報告書の提出を省略することができます。

（1）協定の締結

関係各課及び関係行政機関との協議において、協定の締結の申し出があった場合には締結に努め、許認可証や協定書等がある場合は、その写しを付けること。

（2）土砂等の搬入・搬出について

国道 6 号以南の地域は大型貨物車の通行が原則として禁止されているため、大型貨物車による土砂等の運搬を行う場合は、警察署の通行許可を得る必要があります。

また、市道や農道を使用する場合は、市(道路課)又は土地改良区と事前協議すること。（特に、5,000 立方メートル以上の土砂等の運搬は、「千葉県土砂運搬適正化対策要綱」により千葉県東葛飾地域整備センターに届出が必要です。）

なお、水利権者（土地改良区等）や隣接市に影響（排水の流末、搬入路なども含む。）を与える場合は、計画概要や環境保全上の留意点について、必要に応じて説明や協議を行うこと。

8. 「小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)許可申請書」(様式第 18 号)

(1) 申請者

一時堆積事業を行う事業者を記載し、本人確認のため「実印」(印鑑登録してある印)を押印すること。

(2) 小規模一時堆積事業区域の位置

事業区域の代表地番及びほか○○筆と記載し、別に区域内の全ての土地(筆)を記載した「地番一覧」(様式第 18 号(その 3))を作成し添付すること。

(3) 小規模一時堆積事業区域の面積

事業区域の「求積図」等を基に算出した実測面積を記載すること。

(4) 現場事務所又は管理事務所の所在地

事業を管理するため事業区域内または隣接地等に「現場事務所」を設置する場合は、その所在地番及び連絡先電話番号を記載するとともに、現場事務所及び事業に供する施設を記載した 250~500 分の 1 程度の「設置図」を添付するか或いは「見取図」等に併記すること。

また、設置しない場合は、現場事務所を設置しないことの理由書(様式第 17 号)を添付し、現場事務所の代わりに事業者の会社等に「管理事務所」を設置する場合は、その所在住所及び連絡先電話番号を記載すること。

(5) 現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名

事業を監督する現場責任者等の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の小規模埋立事業を兼務することはできません。(添付の「現場責任者等選任証明書」に記載された者と同一人であること。)

(6) 小規模一時堆積事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

年間及び 1 日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量(当該小規模一時堆積事業場の最大堆積量及び年間搬入日数等を考慮したもの。)を記載すること。

なお、予定量は「小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)に使用される土砂等の搬入計画書」(様式第 19 号)の予定量の合計とおおむね合致すること。

(7) 小規模一時堆積事業の施工期間

堆積事業を行う期間を記載すること。期限の定めはないが、事業者と土地所有者等が異なる場合は、申請書に添付する「小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域土地使用同意書」(様式第 7 号)に記載された土地使用の同意期間及び「小規模埋立事業区域内施工同意書」(様式第 8 号)に記載された施工の同意期間の範囲内であること。

(8) 小規模一時堆積事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

条例施行規則「別表第 4」に掲げる構造のとおりとし、250~500 分の 1 程度の「平面図」及び「断面図」を添付し、施行規則「別表第 4」に掲げる周囲の「保安地帯」を明記すること。また、当該小規模一時堆積事業区域に堆積できる「土砂等の量の計算書」を添付すること。

(9) 事業区域の表土と土砂等が遮断される構造である場合の構造

250~500 分の 1 程度の構造が判明する「断面図」を添付し、遮断物の構造や材質等を明記すること。

(10) 土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置

250~500 分の 1 程度の「平面図」及び「立面図」に、堆積区分ごとに工法或いは「堆積場所間の保安地帯」(施行規則別表 4 に基準あり)等を明記すること。

(11) 添付書類

① 申請者の「住民票」及び「印鑑登録証明書」申請者の住民票(法人にあっては法人登記簿謄本)及び印鑑登録証明書(法人にあっては代表登録印のもの)を添付すること。

なお、住民票及び印鑑登録証明書は、申請日の前 3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。

② 法定代理人の住民票

申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票（申請する日の前3ヶ月以内の発行に限る。）を添付すること。

③ 小規模一時堆積事業区域の「位置図」

25,000分の1程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

④ 小規模一時堆積事業区域の「見取図」

2,500分の1程度で小規模一時堆積事業区域の周辺の状況（住居や公共施設等）が判明できるもの。

⑤ 小規模埋立事業区域の平面図及び断面図

小規模埋立事業の施工前後の構造が確認できるもの。

⑥ 小規模一時堆積事業区域の土地の「登記簿謄本」及び「公図の写し」

前記「地番一覧」に記載した全ての土地の登記簿謄本（申請日の前3ヶ月以内の発行に限る。）を記載順に添付すること。

公図の写しには小規模一時堆積事業を行う区域を明示し、小規模一時堆積事業場及び区域並びに隣接地の地目等を記入したものと、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

⑦ 「現場責任者（施工責任者）選任証明書兼現場組織表」（様式第13号）

事業者が実際に事業を監督する者を現場責任者又は施工責任者として選任したことを証明する選任証書（所属する会社等での役職や連絡先電話番号等を記載したもの。）です。

なお、当該被選任者は、他の小規模埋立事業を兼務することはできません。

⑧ 「小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）に使用される土砂等の搬入及び搬出計画書」（様式第19号）

小規模一時堆積事業に使用する土砂等の発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、最大日量、搬入期間、搬入時間、土砂等の性質（【表-5】土質区分基準を参考のこと）及び搬出予定量、最大日量、搬出期間、搬出時間について別紙に記載すること。

なお、土砂等の発生場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載する「搬入経路図」（位置図に併記可）を添付すること。

⑨ 小規模一時堆積事業区域に堆積できる土砂等の量の計算書

ほぐし土量換算で計算すること。

⑩ 構造基準適用除外書面

当該小規模一時堆積事業が条例施行規則「別表第2」に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるものに限り、この場合には「小規模埋立事業土砂等搬入届」（様式第10号）を提出するまでに、許可書等の写しの提出が必要です。）を添付すること。

⑨ 小規模一時堆積事業場並びに区域の「実測平面図」及び「断面図（縦・横断面図）」条例施行規則「別表第4」に定める基準に基づき250～500分の1程度で作成し、土砂等の埋立て事業の施工前の現況及び施工後の形状が判別できる次のもの。

- ・ 縦・横断面図は、形状が確認できるピッチの縦横のものとする。また、平面図は小規模一時堆積事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。
- ・ 土砂等の堆積が最大となった場合の堆積の構造が確認できるもの。
- ・ 表土と堆積土砂等が遮断される構造の場合は、その構造が確認できるもの。

⑩ 小規模埋立事業の「施工計画書」

「10. 施工計画書について」参照のこと。

⑪ 「小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書」（様式第7号）

小規模一時堆積事業区域の土地が自らの所有でない場合は、当該土地について申請者が使用占有する権限等がある

ることを証する書類等の添付が必要であるため、土地所有者の「小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)区域内土地使用同意書」(様式第7号)(当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者からの同意書が必要となる。)及び当該同意書に押印した土地所有者等の「印鑑登録証明書」(同意日の前3ヶ月以内の発行に限る。)を添付すること。

⑫「小規模埋立事業区域内施工同意書」(様式第8号)

小規模一時堆積事業区域の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する権利者(土地登記簿謄本の乙欄で確認。)がある場合は、当該権利者の「小規模埋立事業区域内施工同意書」(様式第8号)及び当該同意書に押印した権利者の「印鑑登録証明書」(同意日の前3ヶ月以内の発行に限る。)を添付すること。

⑬「小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書」(様式第15号)及び「小規模埋立事業事前協議結果報告書」(様式第16号)

周辺関係者に対し小規模一時堆積事業の説明を実施した場合は、説明内容及びその結果を「小規模埋立事業周辺関係者説明状況報告書」(様式第15号)に記載して、原本及び写しを市(生活衛生課)に提出すること。

また、市の関係各課と協議した場合は、その結果を「小規模埋立事業事前協議結果報告書」(様式第16号)に記載のうえ併せて提出すること。

なお、協定書等がある場合はその写しを添付すること。

⑭関係許認可等申請書

この条例以外に小規模一時堆積事業を施行するにあたり、許認可等が必要で許認可等がなされている場合は当該許認可証等の写しを添付すること。

申請中の場合は当該申請書の写し(受付印のあるものに限り、許可日(「許可書」の受領日)までに当該許認可証等の写しを提出すること。)を添付すること。

9. 構造計算について

(1) 安定計算について

土砂等の埋立事業の構造について、条例施行規則「別表第4」に基づいて安定計算を実施する際には、ボーリング調査を実施し、採取した試料により土質試験を行って算定した数値を基に土質定数を決定すること。

また、円弧すべりの安定計算を実施する場合には最低1断面につき2ヶ所のボーリング調査を行うこと。ただし、地層の状況が明らかな場合については1ヶ所のボーリングでも可(なお、サウンディング等の調査は必ず実施すること)。

ボーリング調査により軟弱層(圧密層)が確認された場合には、圧密試験を行い、その結果を基に圧密計算を実施し、側方流動に対し安全か確認を行うこと。

(2) 排水施設について

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等排水にかかる施設やその他の有効な排水に係る措置を講ずること。この場合、流量計算書及び流域の図面を添付すること。

さらに、沈砂池(調整池)等の設置が必要な場合は、要領計算書及び構造図等の図面を添付すること。

10. 施工計画書について

(1) 施工計画書の記載方法

前述「8.「小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)許可申請書」(様式第18号)」の「(11)添付書類」⑩の施工計画書については、下記の事項につき記載すること。

①「現場組織表」

現場責任者又は施工責任者、現場の施工体制並びに災害等の緊急時の連絡体制を記載すること。

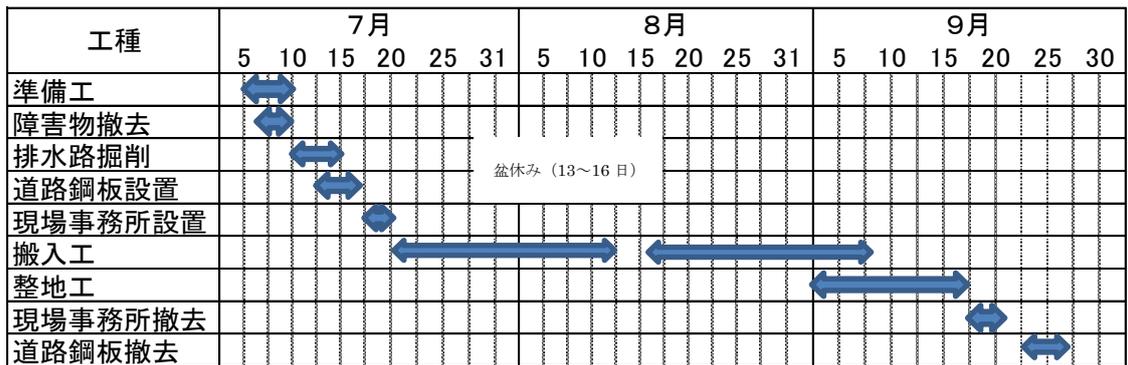
③ 施工方法

- ア 土砂等流出防止等の条例における発生防止の目的に合致した条例施行規則「別表第4」に基づいた施工方法を採用することとし、個別の工事ごとの施工方法やその工程などを詳細に記載した書類とすること。
具体的には、搬入路、地盤改良、排水施設、堰堤、法面整形、埋立て等の方法など個別の工事工程ごとにその施設等の設置方法及び施工等を盛り込んだ施工図面及びそれを補足する文言等に記載した書類とすること。
- イ 土砂等の埋立て等の方法は、原則として高さ5mごとに幅1m以上の小段を設けること。1段ごとに施工するか、層状に埋立て等を行いその都度の法面の整形を行う方法とする。
- ウ 使用する機械や資材を記載し、小規模埋立事業に使用する機械(ブルドーザー等の重機)及び資材について、現場に搬入する時期、種類及び数量を記載すること。
- エ 搬入時、堆積地盤の改良、排水施設、堆積の方法、災害の発生防止のための措置等や施工方法を記載し、必要に応じ図面等を添付すること。
- オ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。

④ 工程表

小規模埋立事業に係る工事の種別、段階ごとに、災害発生防止の目的に合致した施工工程とし、バーチャート等で示した「工程表」とすること。
土砂等の流出等による災害の発生を防止する観点から、必要な施工段階において市職員が立入検査する場合があるので、施工方法、工程表にその旨記載すること

【図-8】工程表(バーチャート)の例



※ 日曜・休日は休工日とする。

11. 許可手数料の納付及び免除 (条例第34条)

(1) 許可手数料の額

1	事業許可手数料	20,000円/件
2	変更許可手数料	10,000円/件
3	譲受け許可手数料	10,000円/件

(2) 手数料の納付

市職員による事前の立入検査まで(施工期間の変更許可・譲受け許可のときは申請書提出時)に、所定額の「納入通知書」を交付するので、納付書に記載してある市指定金融機関で納付のうえ、当該「納付済領収書」又はコピーを持参し「許可書」と引き替えること。

(3) 手数料の免除

土地所有者等が土砂等の埋立て事業区域の全てを自己居住用住宅又は作付け農地として使用するときは、

許可手数料の免除規定がありますので、希望する場合は許可申請にあわせ「小規模埋立事業許可手数料免除申請書」(様式第 45 号)により申請することができます。

六 申請後・許可後の手続き

1. 申請書類等の補正及び取下げ

(1) 補正

窓口で申請書類等の点検・受付後、正本・副本とも一旦市でお預かりいたします。

その後、書類の内容に不足がなければ、正本・副本とも受理印を押し正式に受理します。

受理印の押された副本が必要な場合は、副本のコピーをお渡しします。

また、許可までの間に市から補正等の指示があった場合は、速やかに正本及び副本を一旦返却しますので、該当箇所を補正し 2 部を再提出すること。

(2) 取下げ

申請から許可或いは不許可の決定があるまでの間は、事業者の都合により「小規模埋立事業許可申請等取下げ申出書」(様式第 21 号)を市に提出することにより申請を取り下げることができます。

2. 立入検査 (条例第 3 3)

申請後、市職員による事前の立入検査(現況及び範囲を確認する。)を受ける必要があるため、申請書受理後、日時の調整を行わせていただきます。

また、検査当日は、事業内容を説明・聴取できる事業者又は代理人(現場責任者など)が立ち会いをしてください。

3. 小規模埋立事業土砂等搬入届(土壌分析結果)の提出

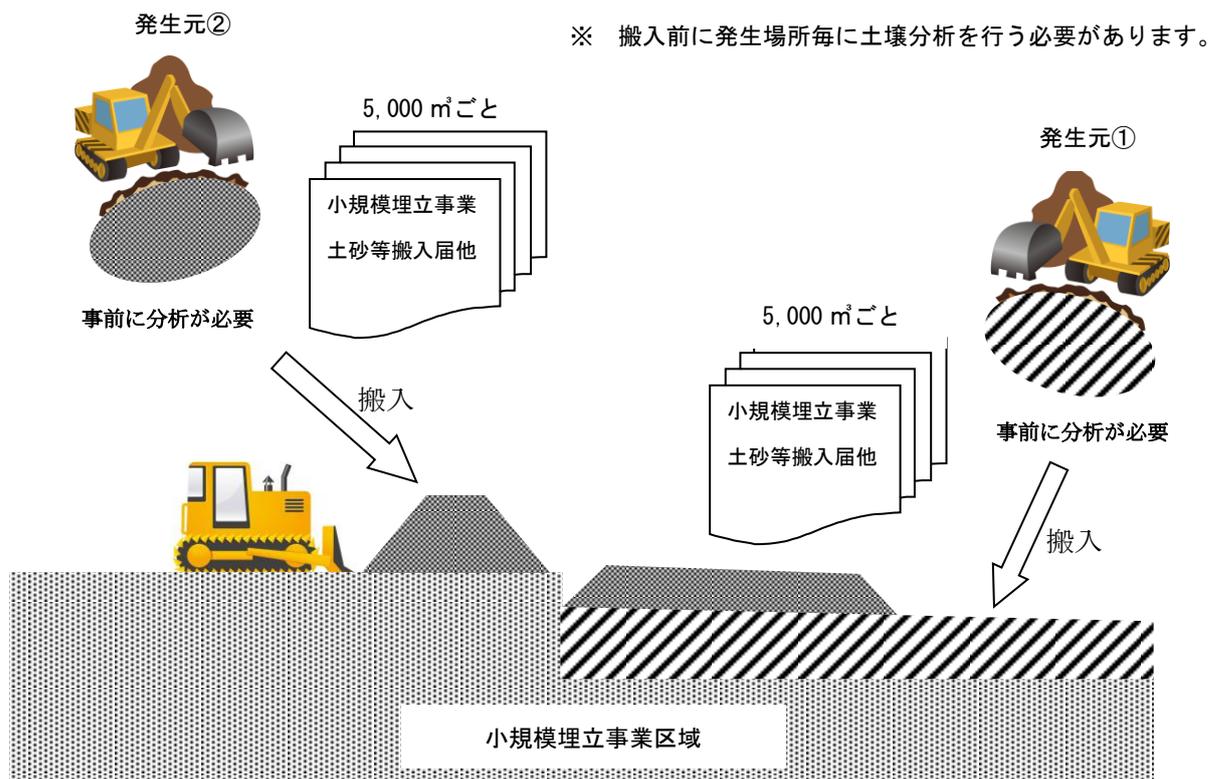
小規模埋立事業となるものは、市の許可が必要なものも届出が必要となるものも、土砂等の搬入時には、発生元ごと、5,000 m³ごとに「小規模埋立事業土砂等搬入届」(様式第 25 号)の提出が必要となります。

また、一つの発生元から搬入される土砂等が「5,000 m³」を超える場合、その時点で再度、「小規模埋立事業土砂等搬入届」と添付書類の提出が必要となります。

これに対して、一つの発生元から搬入される土砂等が「5,000 m³」未満でも、異なった発生元から土砂等を搬入する場合には、新たな「小規模埋立事業土砂等搬入届」と添付書類の提出が必要となります。

なお、この場合の添付書類は、①「土砂等発生元証明書」(様式第 28 号)、②「地質検査試料採取調書」(様式第 29 号)、③「地質分析(濃度)結果証明書」(様式第 30 号)となります(【図-9】参照)。

【図－9】土砂等搬入届の取扱い（小規模埋立事業）



4. 申請書類等の縦覧及び保存（条例第 19 条及び条例第 28 条）

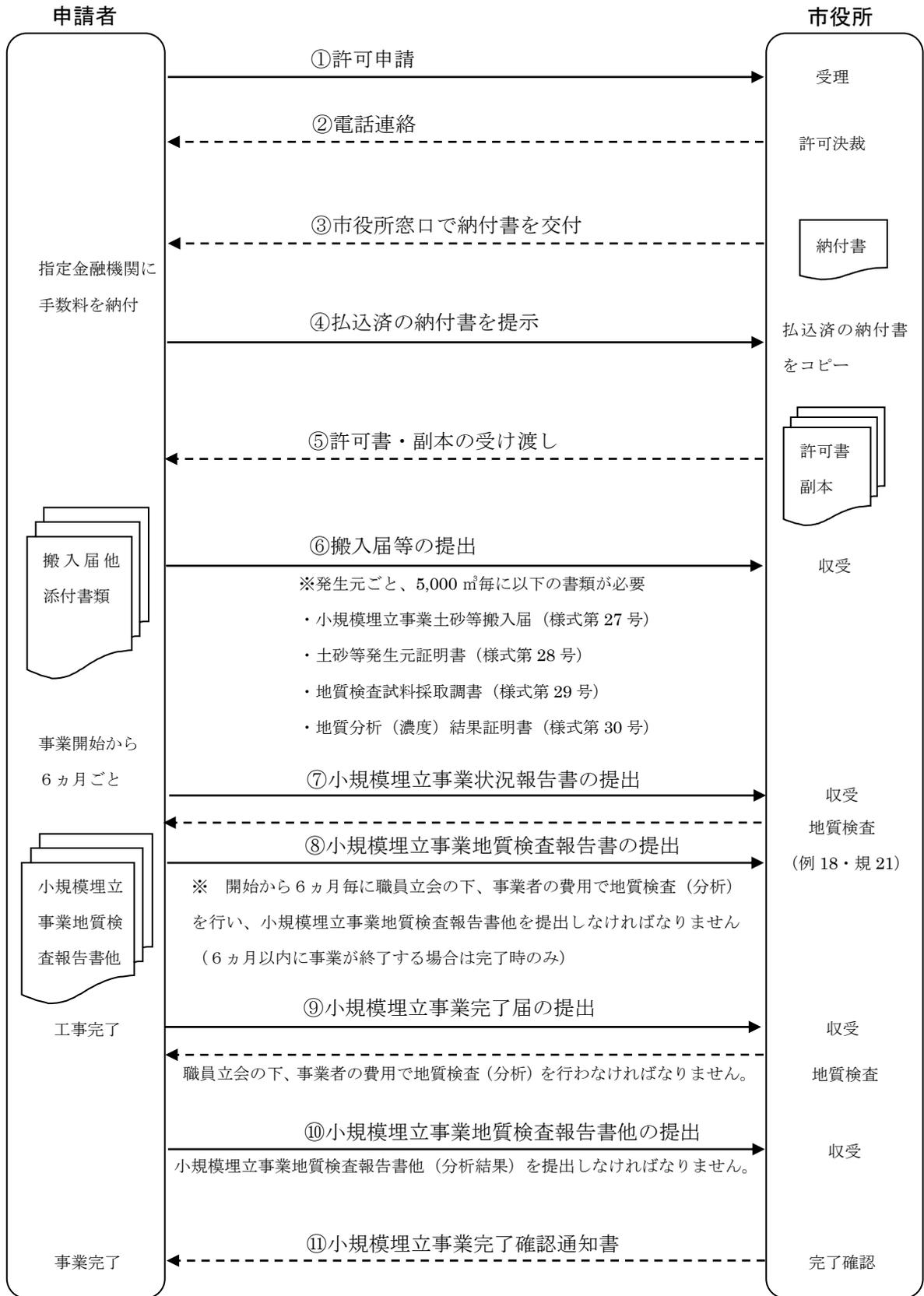
（1）縦 覧

申請書、届出書、報告書の副本(写し)は許可書等と一緒に、事業を施行している間は条例第 19 条の規定により市の指示する場所(現場事務所或いは管理事務所など)で周辺関係者や利害関係者に縦覧できるようにすること。

（2）保 存

市に提出した関係書類（返却する副本及びその添付書類・図面等）は、条例第 28 条の規定により事業の終了後 3 年間保存すること。

【図－9】申請後・許可後の手続き（小規模一時堆積を除く）



5. 土砂等の搬入の前に

事業許可書の交付を受けた事業者は、

- ① 土砂等の搬入を管理するための現場事務所又は管理事務所
- ② 小規模埋立事業に係る「小規模埋立事業周知標識」（様式第23号）
- ③ 土砂等の搬入路
- ④ 排水を測定するための施設
- ⑤ 小規模埋立事業場並びに区域の境界を明示した杭等

を設置するとともに、その他土砂等の搬入に必要な工事工程が終了した場合はその旨を連絡し、市職員による立入検査を受けた後に搬入が可能となります。

※ 小規模埋立事業区域内の公衆の見やすい場所に小規模埋立事業周知標識（様式第23号）を掲げなければなりません。

【図-10】小規模埋立事業周知標識（様式第23号）

120 cm以上	
小規模埋立事業周知標識	
事業の許可番号	年 月 日 我孫子市指令第 号
事業の目的	
小規模埋立事業区域の所在	(地番)
許可事業者の住所、氏名及び 連絡先	住所
	氏名(名称)
	連絡先(電話番号)
小規模埋立事業の許可の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
小規模埋立事業区域の面積	平方メートル
土砂等の発生場所又は採取場 所及び搬入予定量(小規模一 時堆積事業の場合は、年間の 土砂等の搬入及び搬出の予定 量) 小規模埋立事業区域の面 積	小規模埋立事業区域の見取図
現場責任者又は施工責任者の 氏名及び職名	
90 cm以上	
50 cm以上	

6. 土砂等の搬入届の提出（条例第 16 条・規則第 19 条）

「小規模埋立事業土砂等搬入届」（様式第 27 号）の記載要領

（1）届出者及び小規模埋立事業等について

許可書の記載事項を**転記**すること。

（2）搬入土砂等の発生場所等

土砂等の発生又は採取場所の名称（工事名、ストック・ヤード等の名称）、所在地及びそれらの事業者について記入すること。

（3）土砂等の搬入予定量

「土砂等発生元証明書」のそれぞれ該当する項目の数量を記載すること。各回の搬入量は 5,000 m³以内であること。

（4）土砂等の搬入期間

当該搬入届に記載した今回搬入する土砂等の搬入予定期間を記載すること。（土砂等発生元証明書の工事の施工期間ではなく、**実際に搬入する予定期間**を記載すること。）

（5）搬出土砂の運搬事業者

土砂等の発生又は採取現場から小規模埋立事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者について、土砂等の埋立て事業又は小規模一時堆積事業に該当する欄に記載すること。（複数の場合は、別紙に記載し添付すること。）

（6）添付書類

①「土砂等発生元証明書」（様式第 28 号）

工事現場から発生、一時堆積場等から購入した土砂等であることの証明書

②「地質検査試料採取調書」（様式第 29 号）

発生又は採取土砂等を分析するため、地質試料を採取したときの調書（許認可を受けた採取場を除く。）

③「地質分析（濃度）結果証明書」（様式第 30 号）

発生又は採取した地質試料について、計量証明機関が分析のうえ発行した濃度計量証明書（許認可を受けた採取場を除く。）

④ 土砂等の発生場所の「位置図」

25,000 分の 1 程度の図面に、土砂等の発生工事現場、土砂等の採取場、一時的堆積場等の位置を図示したもの。

⑤ 土砂等の発生場所の「平面図」

250～500 分の 1 程度の工事現場、採取場、一時的堆積場等の平面図に地質試料の採取位置を記載したもの（許認可を受けた採取場を除く。）

⑥ 土砂等の発生場所の「現場写真」

地質試料の採取位置を撮影したもの（許認可を受けた採取場を除く。）

⑦「土砂等採取元証明書」（様式第 32 号）

許認可を受けた採取場から採取された採取土砂等であることの証明書（採取業者が発行したもの。許認可証の写しを添付すること。この場合は土砂等の「地質分析（濃度）結果証明書」等の添付は不要。）

（7）「土砂等発生元証明書」（様式第 32 号）の留意点

① 土砂等発生元証明書の宛て

土砂等の搬出（譲渡）先の「小規模埋立事業（土砂等の埋立て事業又は小規模一時堆積事業）」を行う事業者名が記載されていること（一時的堆積事業場等を経由する場合には、当該一時的堆積事業の事業者名又は経由後に土砂等の埋立て事業を行う事業者名が記載されていること。）

② 当該工事に係る土砂等発生総量

当該工事現場で発生する土砂等の総予定土量が記載され、括弧内には小規模埋立事業場へ搬出する「搬出契約量」(譲渡額)が記載されていること。

③ 今回の証明に係る土砂等の量

「搬出契約量」(譲渡額)のうち、今回の証明書に該当する土砂等の量(証明書1通あたり最大5,000m³まで)が記載されていること。

④ 搬出土砂の運搬契約者

土砂等の発生又は採取場所から当該小規模埋立事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者が記載されていること。

⑤ 発生土砂等の搬出先事業者

搬出先を土砂等の埋立て事業或いは小規模一時堆積事業に分けて、それぞれ該当する欄に事業者名及び住所が記載されていること(一時堆積場を経由し土砂等の埋立て事業場に搬出する場合は、両方に記載されていること。)

(8) 施工管理

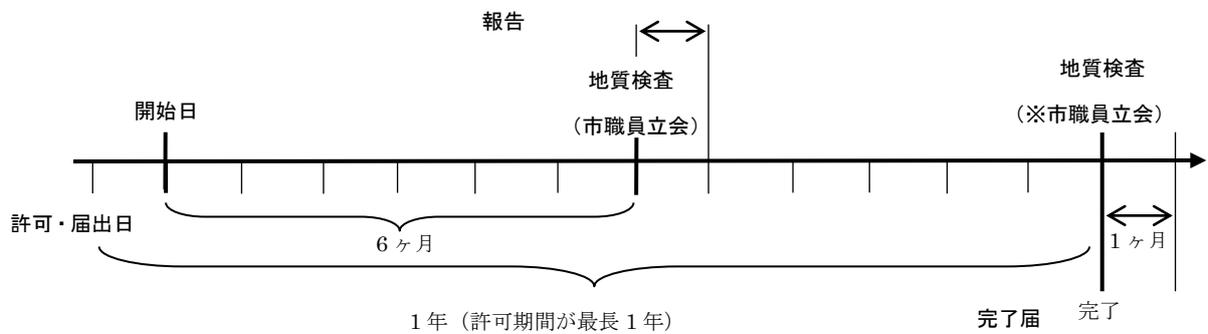
土砂等の搬入の届出は、搬入する土砂等の量5,000m³毎に行う必要があります(条例16条・規則19条)。搬入する土砂等の量が5,000m³を超える場合には、改めて小規模埋立事業土砂等搬入届等(様式第27~31号)を市に提出した上で土砂等の搬入を行う必要があります。

7 定期報告(条例第17条から第19条)

(1) 土砂等の量の報告(小規模一時堆積事業を除く)

土砂等の埋立て事業の場合は、事業開始した日(土砂等の搬入日)から6ヶ月ごとに、「使用された土砂等の量」を市(生活衛生課)に報告しなければなりません。

【図-11】小規模埋立事業の場合の定期報告(500m²未満を除く)



(2) 「小規模埋立事業(土砂等の埋立て事業)状況報告書」(様式第30号)の留意点

① 報告者及び小規模埋立事業等は、許可書の記載事項を転記すること。

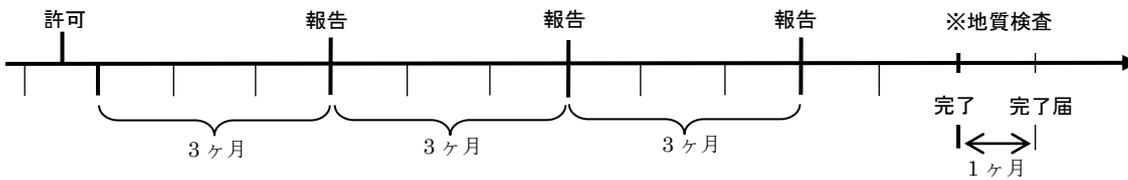
② 実施済面積・量については、今回の報告に係る期間(6ヶ月)末日までに実施された数量を記載するとともに、内訳欄に今回の報告に係る期間内の累計量を記載すること。

なお、事業区域の面積が1,000m²以上又は搬入土砂量が5,000m³を超える場合は、当該期間に埋立て等した区域及び許可から現在までに埋立て等を行った区域を明示した図面(平面図及び縦横断図、土量計算書)等を添付すること。(報告書の提出期限は6ヶ月を経過した日より1週間以内のため、期限に間に合うよう作成すること。)

(3) 小規模一時堆積事業の場合の土砂等の量の報告

事業開始した日（土砂等の搬入日）から3ヶ月ごとに、小規模埋立事業（一時堆積事業）状況報告書（様式第35号）を市（生活衛生課）に報告しなければなりません。

【図-12】 小規模一時堆積事業の場合の定期報告



※ 地質検査は、市職員立会の下、事業者の費用で実施しますが、①表土と遮断される構造の場合、②一の土砂等搬入届に係る土砂毎に当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合、には省略することができます（規則第21条第2項）。

(4) 小規模一時堆積事業に係る「土砂等管理台帳」（様式第34号）の留意点

一時堆積に係る土砂等の搬入・搬出を管理する出納帳であり、一つの搬入届に応じて区画された状態で堆積されている土砂等ごとに、毎月、作成すること。なお、区画された堆積の名称を台帳の名称欄に記載し、他の土砂等と区分して管理すること。

① 上欄には、許可書の記載事項を転記すること。

② 下欄には、当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段（発生元が県内・県外であるか明記すること）、搬入土砂等が搬入過程において一時堆積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の一日の量、当該事業区域から搬出された土砂等の一日あたりの量及び搬出先ごとの内訳及び合計量並びに堆積現在量を記載すること。

(5) 「小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）状況報告書」（様式第35号）の留意点

報告は、一つの「小規模埋立事業土砂等搬入届」（様式第27号）に応じて区分された状態の「一つの堆積区画」ごとにそれぞれ作成し、その名称を堆積の名称欄に記載すること。（添付する「土砂等管理台帳」（様式第34号）の写しにも同じ名称が記載されていること。）

① 報告者及び小規模埋立事業等は、事業許可書の記載事項を転記すること。

② 報告書は、「一つの堆積区画」ごとに、毎月、作成する「土砂等管理台帳」（様式第34号の写し。3ヶ月分）を添付すること。

③ 土砂等の搬入量・搬出合計量・月末堆積現在量の数量は、添付する「土砂等管理台帳」（様式第34号の写し）の各月末日或いは累計欄の数量を転記すること。

8. 地質検査の留意点

(1) 土砂等の埋立て事業の地質検査は、事業区域の中央地点を代表に、「5点混合方法」とし、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」で実施されている方法に準じて土壌を採取し、採取後に5つの採取試料を等量混合し1試料とし、濃度計量証明分析機関で分析を実施するものとする（別添「地質試料採取についての注意事項」参照）。

(2) 小規模一時堆積事業の地質検査は、堆積区分ごとに代表する地点（深さは可能な限りの深さとする。）で土砂等を1試料採取し、濃度計量証明分析機関で分析を実施すること。

(3) 試料採取時は市職員が立ち会うので、採取時期が到来する前に市(生活衛生課)へ連絡し日時の調整を行うこと。

(4) 濃度計量証明分析機関に係る費用は、事業者の負担となります。

9. 「小規模埋立事業地質検査報告書」(様式第 36 号)の留意点

- (1) 報告者及び小規模埋立事業等は、許可書の記載事項を転記すること。
- (2) 報告の区分は該当項目を○囲みすること。

七 事業を廃止(中止)するとき(条例第 2 1 条)

施工途中で中止(2ヶ月以上の期間)又は廃止しようとする場合は、あらかじめ土砂等の崩落など災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで、「小規模埋立事業廃止(中止)届」(様式第 38 号)により市(生活衛生課)に届出が必要です。

廃止の場合は、「完了」と同じように市職員の立入検査により災害発生の防止措置の完了確認を受け、1週間以内に「小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)状況報告書」(様式第 33 号)により「使用した土砂等の量」の報告が必要です。

また、土壌汚染を防止するため、土壌(埋立て土砂等)の地質分析を実施(あらかじめ試料採取及び分析依頼等しておくこと)し、当該分析結果を試料採取日から1ヶ月以内に「小規模埋立事業地質検査報告書」(様式第 36 号)により報告することが必要です。

ただし、土砂等の埋立て事業区域の面積 500 m²未満の場合、或いは小規模一時堆積事業において土砂等が搬入届に応じて「一つの堆積区画」により堆積されている場合は、当該地質検査を省略することができます。

1. 「小規模埋立事業廃止(中止)届」(様式第 38 号)の留意点

- ① 届出者、小規模埋立事業等及び許可期間は、許可書の記載事項を転記すること。
- ② 廃止期日又は中止の期間を記載すること。

2. 添付書類

① 廃止又は中止した形態での「工程表」(【図-8】参照)、②「平面図」、③「縦断図」、「横断図」、④「堆積土量計算書」及び⑦「現場写真等」

3. 届出後の報告等

- (1) 廃止の場合は、災害発生の防止措置を確認するため、市職員の立入検査を受けなければなりません。
- (2) 土砂等の埋立て事業を廃止する場合は、事業開始から廃止(中止)までの「小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)状況報告書」(様式第 33 号)を1週間以内に市(生活衛生課)に提出しなければなりません。
- (3) 小規模一時堆積事業を廃止する場合は、前回(初回又は定期)報告分以降から廃止(中止)までの「小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)状況報告書」(様式第 35 号)を1週間以内に市(生活衛生課)に提出しなければなりません。

八 事業の完了(条例第 2 2 条)

事業が完了した場合は、完了の日から10日以内に「小規模埋立事業完了届」(様式第 40 号)を市(生活衛生課)に届出しなければなりません。

届出後は、市職員の立入検査により計画どおりの構造であるか確認を受け、1週間以内に「小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)状況報告書」(様式第 33 号)により「使用した土砂等の量」の最終報告をしなければなりません。

また、土壌汚染を防止するため、土壌(搬入した土砂等)の地質分析を実施し、(あらかじめ事業者の費用

で試料採取及び分析依頼等をしておくこと。) 当該分析結果を試料採取日から1ヶ月以内に「**小規模埋立事業地質検査報告書**」(様式第36号)により報告しなければなりません。

但し、事業区域の面積が500㎡未満の場合、或いは小規模一時堆積事業において土砂等が搬入届に応じて「一つの堆積区画」により堆積されている場合等は、当該地質検査を省略することができます。

1. 「小規模埋立事業完了届」(様式第40号)の留意点

- (1) 届出者、事業名及び許可期間等は、事業許可書の記載事項を転記すること。
- (2) 実際に施工を完了した期日を記載すること。

2. 添付書類

完了した形態での「**平面図**」、「**縦断図**」、「**横断図**」、「**堆積土量計算書**」等。但し、開発行為の場合は省略できます。

3. 届出後の報告等

- (1) 届出後は、完了形態が計画どおりの構造であるか確認するため、事前に日程を調整して下さい。
- (2) 土砂等の埋立て事業の完了である場合(開発行為による届出の場合も含む)は、「**小規模埋立事業(土砂等の埋立事業)状況報告書**」(様式第33号)により、当該事業が完了した日から起算した10日以内に市(生活衛生課)に報告しなければなりません。
- (3) 小規模一時堆積事業が完了する場合は、「**小規模埋立事業(小規模一時堆積事業)状況報告書**」(様式第35号)により、当該事業が完了した日から起算して10日以内に市(生活衛生課)に報告しなければなりません。

九 施工中の変更

施工期間中に**区域面積の拡張・縮小**或いは**施工期間の延長**が必要な場合は、変更の係る許可を受け、或いは届出(開発行為の場合)を行わなければなりません(許可手数料¥10,000)。

1. 「小規模埋立事業変更許可申請書」(様式第24号)の記載要領

(1) 申請者等

小規模埋立事業の許可を受けた事業者を記載し、申請者の「**実印**」(印鑑登録してある印)を押印すること(変更申請までに改印した場合は、申請する日の前3ヶ月以内の発行した印鑑登録証明書を添付すること)。

また、申請本文には、当該小規模埋立事業の許可を受けた年月日及び許可書の番号を記載すること。

(2) 各項目の記載要領

変更許可申請を行おうとする事項(期間の延長、面積の拡大及びこれらに付随する全ての変更事項)について、変更前と変更後の内容を記載すること。

- ① 期間の延長は、**許可を受けた期間の末日から起算し1年以内**であること。
- ② 面積の拡張は、既に許可を受けた**面積の10分の5以内**までの増加に限り、かつ、新たに許可される**区域の面積の合計が3,000㎡未満**であること。

③ 変更の理由

変更の理由を記載すること。

④添付書類

ア 変更に係る書類及び図面並びに位置図（申請書裏面に記載してあるものから、変更に該当する全てを添付すること。）

イ 交付されている許可書の写し

ウ 関係法令等の許認可書の写し

（3）「小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書」（様式6号）又は「小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書」（様式7号）

① 期間の延長の場合は、事業許可時に同意を得た全ての土地所有者について、延長期間を含んだ同意期間が記載されたものであること。

② 面積の拡大の場合は、新たに事業区域となる土地（筆）の全ての土地所有者のものであること。

③ 「小規模埋立事業区域内施工同意書」（様式4号）

・ 期間の延長の場合は、新たに延長期間が含まれる同意期間が記載されたものであること。

・ 面積の拡大の場合で、新たに事業区域となる土地（筆）に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する権利者があるとき（土地登記簿謄本の甲欄で確認。）は、全権利者のものを添付すること。

なお、一筆の土地が小規模埋立事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

2. 「小規模埋立事業譲受け許可申請書」（様式第23号）の記載要領

事業譲渡により事業者が変更する場合は、申請のうえ新たに許可を受けることが必要です。（許可手数料は10,000円です。）

（1）申請者

許可を受けた小規模埋立事業を譲り受ける事業者を記載し、本人の実印（印鑑登録してある印）を押印すること。

（2）譲り受けようとする小規模埋立事業の許可番号等

譲り受けようとする小規模埋立事業の許可を受けた年月日及び許可書の番号を転記すること。

（3）譲り受けようとする小規模埋立事業の許可期間

譲り受けようとする小規模埋立事業の許可書に記載された許可期間を転記すること。

（4）譲り受けようとする小規模埋立事業の許可を受けた者の氏名及び住所

譲り受けようとする小規模埋立事業の許可書に記載された事業者の氏名及び住所を転記すること。

（5）現場責任者又は施工責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、同時進行する他の小規模埋立事業を兼務することはできません。

（6）申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所

法定代理人の氏名及び住所欄に、申請者の法定代理人の氏名及び住所を記載すること。

（7）譲り受けの理由

譲り受けの理由を記載すること。

（8）添付書類

① 申請者の住民票等

申請者の「**住民票**」（本籍が記載されたものに限る。法人にあつては法人登記簿謄本）及び「**印鑑登録証明書**」（申請者が法人にあつては代表者印の印鑑登録証明書）を添付すること。なお、住民票及び印鑑登録証明書は申請日の前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

② 法定代理人の住民票

申請者が未成年者の場合は、法定代理人の**住民票**（申請する日の前3ヶ月以内の発行に限る。）を添付すること。

③ 小規模埋立事業区域の「位置図」

25,000分の1程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

④ 小規模埋立事業区域の「見取図」

2,500分の1程度で小規模埋立事業区域の周辺の状況（住居や公共施設等）が判明できるもの。

⑤ 現場責任者又は施工責任者であることを証する書面

譲り受ける事業者が実際に事業を監督する「現場責任者（施工責任者）選任証書兼現場組織表」（様式第13号）付する。ただし、同時進行する他の小規模埋立事業を兼務することはできません。

⑥ 「小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書」（様式6）又は「小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書」（様式7）

事業申請のときに同意を得た全ての土地所有者について、事業許可申請者の住所及び氏名欄に新たに譲り受ける事業者が記載されたものであること。

⑦ 「小規模埋立事業区域内施工同意書」（様式8号）

事業申請のときに同意を得た地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する権利者全てについて、事業許可申請者の住所及び氏名欄に新たに譲り受ける事業者が記載されたものであること。

⑧ 譲渡前の許可事業者が当初に受けた事業許可書の写し

⑨ 譲り受け契約書の写し

小規模埋立事業譲り受けた事実を確認できる「譲渡契約書」等の写しを添付すること。

3. 小規模埋立事業区域内土地所有者変更届」（様式第9号）の記載要領

事業区域内の土地所有者が変更した場合は、市（生活衛生課）に届出をしなければなりません（規則第7条4項・条例第10条第3項）。

(1) 「小規模埋立事業の許可番号等」、「小規模埋立事業区域の位置」、「小規模埋立事業の許可期間」の欄は、当初の許可書に記載された事項を転記すること。

(2) 変更前の小規模埋立事業に同意した土地所有者等の住所及び氏名
当初の許可申請時に同意した土地所有者の住所及び氏名

(3) 土地所有者が変更した期日

変更の事実（譲受けや相続など）が発生した年月日を記載すること。

(4) 変更後の小規模埋立事業に同意した土地所有者の住所及び氏名

小規模埋立事業に同意した変更後の土地所有者及び氏名を記載すること。

(5) 土地所有者が変更した事由区分

該当する事由を○囲みすること。

(6) 添付書類

① 「小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書」（様式6号）又は「小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書」（様式7号）

いずれも土地所有者欄に変更した土地所有者を記載のうえ実印を押印し、その印鑑登録証明書（同意日の前3ヶ月以内の発行に限る。）を添付すること。

② 土地所有者が変更したことを確認できる書類

変更後の登記簿謄本（土地所有者が変更した事実が記載されたものに限る。）又はその他、変更の事実を確認できる書類を添付すること。

③ 変更した土地所有者が小規模埋立事業に同意した土地の「公図の写し」

公図の写しは、土砂等の埋立て事業を行う区域を明示し、小規模埋立事業場及び区域並びに隣接地の地目等を

記入したものとし、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

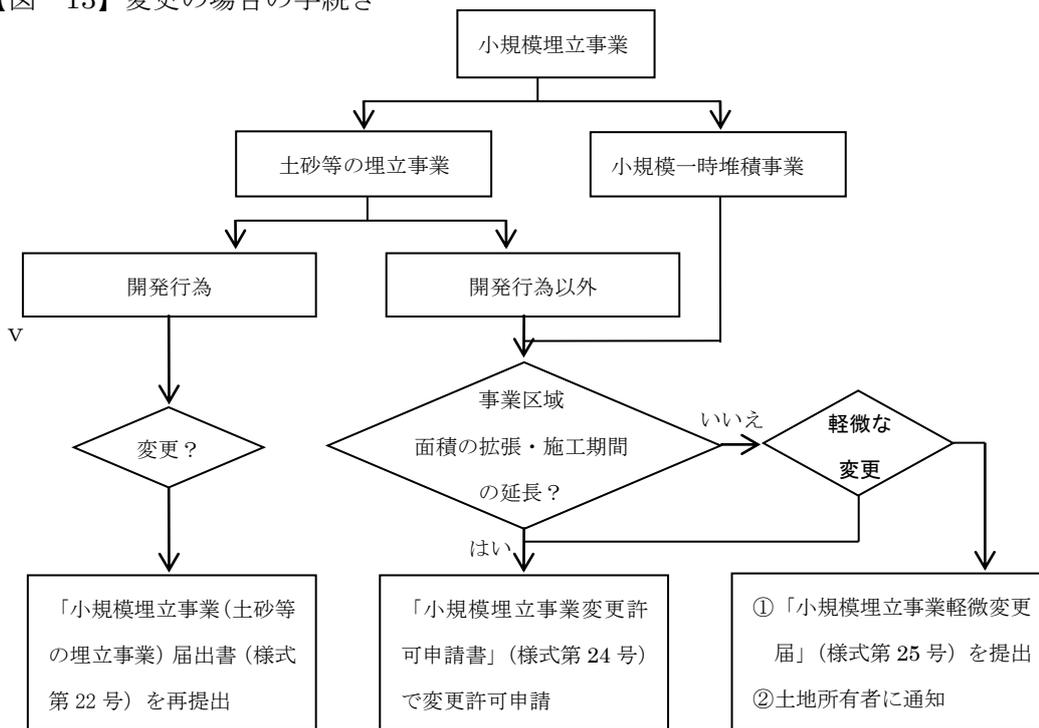
4. 軽微な変更（条例第14条第6項）

「事業区域面積の拡張」及び「施工期間の延長」は、開発行為に伴う場合を除いて「小規模埋立事業変更許可申請書」（様式第24号）によって市長の許可を受けなければなりません（規則第17条第2項・条例第14条第3項）。

また、それ以外の軽微な変更については、「小規模埋立事業軽微健康届」（様式第25号）を市（生活衛生課）に提出しなければなりません。

なお、開発行為に伴う場合には「小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）届出書（様式第22号）を市（生活衛生課）に再度提出しなければなりません。

【図-13】変更の場合の手続き



同時に、事業に同意した土地所有者に対し、当該届出書の写し（市の受付印のあるものに限る。）と変更に係る書類及び図面の写しを提示し、通知することが必要です。

(1) 「小規模埋立事業軽微変更届」（様式第25号）の留意点

① 事業者に係る名称等の変更

氏名（法人名称）、法人代表名、住所（所在地）が変更した場合に記載し、変更した者の「住民票」、「法人登記簿謄本」、「会社の定款など変更内容が明らかな書類」等を添付すること。

なお、申請や届出等に使用した「実印」を改印した場合は、改印した「印鑑登録証明書」（届出日の前3ヶ月以内の発行に限る）の添付が必要となります。

② 現場責任者又は施工責任者の変更（氏名及び職名の変更を含む。）

現場責任者及び施工責任者が事業（提出）者と異なる場合は、事業（提出）者と雇用関係にあることを示す書類（社会保険証等）の写しを添付すること。

但し、現場責任者及び施工責任者が他の小規模埋立事業を兼務することはできません。

③ 事業内容に関する変更（許可を要する面積の拡張及び施工期間の延長を除く）

小規模埋立事業に使用される土砂等の量・発生場所及び期間等の搬入計画等が変更する場合に各欄に記載し、

土量変更の理由及び土量計算書・別紙「搬入計画に関する事項」等（採取場所及び搬入計画の変更の際には変更前・変更後の搬入計画を記載した、「小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）土砂等搬入計画書」（様式第 14 号）又は「小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）土砂等搬入及び搬出計画書」（様式第 19 号）を添付すること。

なお、使用される土砂等の量が許可計画量を超える場合は、変更許可申請として取り扱うこととなります。

④ 現場事務所等の位置、排水測定施設の位置、施工計画書の軽微な変更
関係がわかる図面及び写真等を添付すること。

⑤ 変更の理由

理由を簡潔明瞭に記入すること。

5. 事業の相続等（条例第 24 条）

事業許可を受けた者の地位を相続、合併又は分割により承継（譲受けを除く。）する場合は、当該承継した日から起算して 10 日以内に市（生活衛生課）に届出をしなければなりません。

また、相続等により事業の地位を承継した者は、市に提出した当該届出書の写し（市の受付印のあるものに限る）を既に同意をした土地所有者に提出し通知しなければなりません。

（1）「小規模埋立事業相続等届」（様式第 42 号）の留意点

① 相続の場合

相続の場合は、「承継を証する書面」、承継者の「戸籍謄本」、「住民票」、「印鑑登録証明書」（承継者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票。いずれも届出日の前 3 ヶ月以内の発行に限る。）を添付すること。

② 合併又は分割の場合

会社等の合併又は分割の場合は、「承継を証する書面」、「承継者の法人登記簿謄本」、「印鑑登録証明書」（いずれも届出日の前 3 ヶ月以内の発行に限る）を添付すること。

③ 土地所有者の同意について

承継前の事業者が同意を得た全ての土地所有者について、事業許可申請者の住所及び氏名欄に新たに承継した事業者が記載された「小規模埋立事業（土砂等の埋立事業）区域内土地使用同意書」（様式第 6 号）又は「小規模埋立事業（小規模一時堆積事業）区域内土地使用同意書」（様式第 7 号）を添付すること。

④ 現場責任者又は施工責任者について

相続した事業（提出）者が実際に事業を監督する現場責任者又は施工責任者と異なる場合は、事業（提出）者と雇用関係にあることを示す書類（社会保険証等）の写しを添付すること。

但し、現場責任者及び施工責任者が同時進行する他の小規模埋立事業を兼務することはできません。

⑤ 変更の理由

理由を簡潔明瞭に記入すること。